Ⅰ-資料１

介 護 報 酬 の 算 定 構 造

介 護 サ ー ビ ス

:令和 6年 6月改定箇所

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
　1 訪問介護費
　2 訪問入浴介護費
　3 訪問看護費
　4 訪問リハビリテーション費
　5 居宅療養管理指導費
　6 通所介護費
　7 通所リハビリテーション費
　8 短期入所生活介護費
　9 短期入所療養介護費
　　イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
　　ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
　　ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
　　ニ （削除）
　　ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
　10 特定施設入居者生活介護費
　11 福祉用具貸与費

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
　　居宅介護支援費

Ⅲ　指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
　1 介護福祉施設サービス
　2 介護保健施設サービス
　3 （削除）
　4 介護医療院サービス

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1　訪問介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 身体介護の②～④に引き続き生活援助を行った場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算		注 共生型訪問介護を行う場合	注 事業所1同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
訪問介護費又は共生型訪問介護費 イ　身体介護 ① 20分未満 (63単位) ② 20分以上30分未満 (244単位) ③ 30分以上 1時間未満 (387単位) ④ 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに ＋82単位) ロ　生活援助 ① 20分以上 45分未満 (179単位) ② 45分以上 (220単位) ハ　通院等乗降介助 (1回につき　97単位)	－1／100	－1／100	所定単位数が20分から起算して25)を増すごとに＋65単位(95単位を限度)	×200／100	夜間又は早朝の場合＋25／100 深夜の場合＋50／100	特定事業所加算(Ⅰ)＋20／100 特定事業所加算(Ⅱ)＋10／100 特定事業所加算(Ⅲ)＋10／100 特定事業所加算(Ⅳ)＋3／100	特定事業所加算(Ⅴ)＋3／100	指定居宅介護事業所で認知症対応型共同生活介護従業者養成研修修了者等により行われる場合×70／100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93／100 指定重度訪問介護事業所が行う場合×93／100	事業所1同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90／100 事業所1同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合×85／100 正当な理由なく事業所1同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）×88／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1回につき＋100単位

ニ　初回加算		(1月につき ＋200単位)
ホ　生活機能向上連携加算	① 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	(1月につき ＋100単位)
	② 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	(1月につき ＋200単位)
ヘ　口腔連携強化加算		(1回につき ＋50単位 (月に1回を限度))
ト　認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	(1日につき ＋3単位)
	② 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	(1日につき ＋4単位)

チ　介護職員等処遇改善加算		
① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		(月につき ＋所定単位×245／1000)
② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		(月につき ＋所定単位×224／1000)
③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		(月につき ＋所定単位×182／1000)
④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		(月につき ＋所定単位×145／1000)
⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)		(月につき ＋所定単位×221／1000)
	(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	(月につき ＋所定単位×208／1000)
	(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	(月につき ＋所定単位×200／1000)
	(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)	(月につき ＋所定単位×187／1000)
	(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	(月につき ＋所定単位×184／1000)
	(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	(月につき ＋所定単位×163／1000)
	(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	(月につき ＋所定単位×161／1000)
	(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	(月につき ＋所定単位×158／1000)
	(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	(月につき ＋所定単位×142／1000)
	(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	(月につき ＋所定単位×139／1000)
	(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	(月につき ＋所定単位×121／1000)
	(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	(月につき ＋所定単位×118／1000)
	(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	(月につき ＋所定単位×100／1000)
	(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	(月につき ＋所定単位×76／1000)

注
所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

：　特別地域訪問介護加算」、中山間地域等における小規模事業所加算」、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所1同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　緊急時訪問介護加算の算定時に限り 身体介護の (1) 20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
※　業務継続計画未策定減算については令和7年 4月 1日から適用する。
※　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年 3月 31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所近接一建物の利用者又はこれ以外の一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に居住する小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費　(1回につき 1,266単位)	－1／100	－1／100	×95／100	×90／100	事業所近接一建物の利用者又はこれ以外の一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所近接一建物の利用者の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ロ 初回加算	(1月につき ＋200単位)
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)　(1日につき ＋3単位)
	(2) 認知症専門ケア加算 (Ⅱ)　(1日につき ＋4単位)
ニ 看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき ＋64単位)
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)　(1回につき ＋44単位)
	(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)　(1回につき ＋36単位)
	(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)　(1回につき ＋12単位)

ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)　(1月につき ＋所定単位×100／1000)		注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)　(1月につき ＋所定単位×94／1000)		
	(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)　(1月につき ＋所定単位×79／1000)		
	(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)　(1月につき ＋所定単位×63／1000)		
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)　(イ)	(イ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (1) (1月につき ＋所定単位×89／1000)	
		(ロ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (2) (1月につき ＋所定単位×84／1000)	
		(ハ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (3) (1月につき ＋所定単位×83／1000)	
		(ニ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (4) (1月につき ＋所定単位×78／1000)	
		(ホ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (5) (1月につき ＋所定単位×73／1000)	
		(ヘ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (6) (1月につき ＋所定単位×67／1000)	
		(ト) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (7) (1月につき ＋所定単位×65／1000)	
		(チ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (8) (1月につき ＋所定単位×68／1000)	
		(リ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (9) (1月につき ＋所定単位×59／1000)	
		(ヌ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (10) (1月につき ＋所定単位×54／1000)	
		(ル) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (11) (1月につき ＋所定単位×52／1000)	
		(ヲ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (12) (1月につき ＋所定単位×48／1000)	
		(ワ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (13) (1月につき ＋所定単位×44／1000)	
		(カ) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (14) (1月につき ＋所定単位×33／1000)	

：　特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所近接一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※　業務継続計画未策定減算については令和7年6月1日から適用する。

※※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

[脚注]
1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数 ＋ ○○単位	
－○○単位	⇒	所定単位数 － ○○単位	
×○○／100	⇒	所定単位数 × ○○／100	
＋○○／100	⇒	所定単位数 ＋ 所定単位数×○○／100	
－○○／100	⇒	所定単位数 － 所定単位数×○○／100	

3 訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	休日看護の場合	緊急時訪問看護加算を算定した場合	緊急時訪問看護加算を算定した場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算（Ⅰ）	複数名訪問加算（Ⅱ）	時間当たり2以上の訪問看護を行う場合	看護師等の場合	専門性の高い訪問看護の利用者又はこれに該当する利用者の利用者及び人以上にサービスを行う場合	特別管理加算に該当する場合	特別管理加算に該当する利用者に対する訪問看護の場合	特別管理加算に該当する利用者に対するサービス提供加算	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	特別管理加算	専門性の高い看護ケアを行う場合	ターミナルケア加算	在宅療養の必要性があるが、比較的安定した状態にある利用者に対する訪問看護（1日につき）	医療機関から退院した日から起算して7日以内の期間に訪問看護を行った場合（1回につき）
イ 指定訪問看護ステーションの場合																			
① 20分未満 週に1日以下、20分以下の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 0.1単位	× 90／100	＝1／100	＝1／100	夜間又は早朝の場合 ＋25／100 深夜の場合 ＋50／100	30分未満の場合 ＋254単位 30分以上の場合 ＋402単位	30分未満の場合 ＋201単位 30分以上の場合 ＋317単位	＋300単位 ＋300単位	＋800単位	専門性の高い訪問看護の利用者又はこれに該当する利用者の利用者及び人以上にサービスを行う場合 × 90／100 常勤所属の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が1人以上サービスを行う場合 × 85／100	－15／100	＋10／100	＋5／100	1日につき ＋500単位	1月につき ＋874単位	1日につき ＋500単位	別紙ケア（褥瘡ケアまたはストーマケアを行う人工肛門または人工膀胱を有する状態にある利用者を対象）を行った場合 ＋2,500円（1月に1回限り） 特定行為研修を修了した看護師が1日に複数の利用者に対して特定行為を行った場合 ＋2,500円（1日に1回限り） ※ 1日に2つ以上の場合は、1日に1回限り	別紙ケア（褥瘡ケアまたはストーマケアを行う人工肛門または人工膀胱を有する状態にある利用者を対象）を行った場合 ＋2,500円（1日に1回限り） ※ 1日に2つ以上の場合は、1日に1回限り	＋1％相当		1回につき ＋97単位
② 20分未満 週に1日以下、20分以下の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 0.2単位																			
③ 30分以上 時間未満 0.2単位																			
④ 時間以上 時間30分未満 0.4単位																			
⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 0.9単位 ※ 1日に3回を超えて実施する場合は90／100																			
ロ 病院又は診療所の場合																			
① 20分未満 週に1日以下、20分以下の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 0.0単位	× 90／100																		
② 30分未満 0.0単位																			
③ 30分以上 時間未満 0.2単位																			
④ 時間以上 時間30分未満 0.4単位																			
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に属する場合 1月につき 2,500円単位	重看護師による訪問時が1回である場合 × 90／100																		

ニ 初回加算	1日単位加算（Ⅰ）	1月につき ＋250単位
	1日単位加算（Ⅱ）	1日につき ＋300単位
ホ 退院・退所加算		1回につき ＋600単位
ヘ 看護・介護職員連携強化加算		1月につき ＋250単位
ト 看取り体制強化加算（及び2を算定する場合のみ算定）	① 看取り体制強化加算（Ⅰ）	1日につき ＋550単位
	② 看取り体制強化加算（Ⅱ）	1月につき ＋200単位
チ 上位の建物強化加算		一単位につき ＋10単位（月単位単位の場合）
リ サービス提供体制強化加算	①イを算定する場合	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1回につき ＋6単位
		（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1回につき ＋3単位
	②ハを算定する場合	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき ＋50単位
		（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1月につき ＋25単位

- - - - - - - ： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、及び サービス提供体制強化加算については、支給限度基準額の対象外の算定項目

算定を1日（連続の利用者又はこれに該当する利用者の利用者及び人以上にサービスを行う場合）を超過する場合は、支給限度基準額の約定の範囲内で、当該超過分の単位数を算入

※ 1月以内の3日以内の緊急時訪問について は、単位 （夜間、深夜の訪問看護）に係る加算を算定できるものとする。

※ 複数箇所の看護師等による訪問看護については、1日に1回を限度とする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 感染者割合算出届出未実施減	注 業務継続計画未策定減	注 事業所当同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問リハビリテーション加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 智周集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算		注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	注 口腔連携強化加算	注 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合_基準に該当する旨届出を行う
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 介護医療院の場合	1回につき 308単位	－1／100	－1／100	事業所当同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×90／100 事業所当同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋200単位	リハビリテーションマネジメント加算(イ) 1月につき ＋180単位 リハビリテーションマネジメント加算(ロ) 1月につき ＋213単位	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 1月につき ＋270単位	1日につき ＋240単位 認知症専門外来又は認知症専門病棟に入院中の患者に対して、専門的な医療を提供した場合	初回につき ＋50単位 3月に1回を限度	1回につき －5単位 届出後1月以内であって、入院していた医療機関の医師からの画期的な情報提供があった利用者の場合は算定しない

ロ 運動器リハビリ加算		60単位を加算
ハ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)
ニ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	0回につき ＋6単位
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	0回につき ＋3単位

※ 特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
事業所当同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年3月31日から適用する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注 特別地域居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 医療用麻薬持続注射療法加算	注 在宅中心静脈栄養法加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ)(ゐ以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 514単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 487単位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 440単位					
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 910単位					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 867単位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 790単位					
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 484円位						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 441単位						
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 546単位	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ＋100単位			注 医療用麻薬持続注射療法加算 ＋250単位	注 在宅中心静脈栄養法加算 ＋150単位
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 512単位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 480単位					
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 519単位					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 472単位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 445単位					
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 月4回を限度 60単位					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 544単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 517単位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 474単位					
	(2) 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 529単位					
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 502円位					
		(三) (一)及び(二)以外の場合 459単位					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 302円位						
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 286単位						
	(3) (1)及び(2)以外の場合 269単位						

※ ハ(2)(一)(二)(一)について、がん末期の患者、中心静脈栄養患者及び人工呼吸や人工心肺装置を使用する患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ ニについて、計画的な医学管理を行っている医師が、当該利用者の状態増悪により一時的に毎回の栄養管理を行う必要があると認める旨の指示を行った場合は、当該指示の日から30日間に限って、さらに2回を限度として算定できる。
※ ホについて、がん末期の患者については、月4回を限度として算定できる。

6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合（又は）	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	注 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 共生型通所介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助加算（Ⅰ）	入浴介助加算（Ⅱ）	注 中重度者ケア体制加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 ADL維持等加算（Ⅰ）	ADL維持等加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	注 口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 370 単位）																															
		要介護2 （ 423 単位）																															
		要介護3 （ 479 単位）																															
		要介護4 （ 533 単位）																															
		要介護5 （ 588 単位）																															
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 388 単位）					×70/100																										
		要介護2 （ 444 単位）																															
		要介護3 （ 502 単位）																															
		要介護4 （ 560 単位）																															
		要介護5 （ 617 単位）																															
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 570 単位）																															
		要介護2 （ 673 単位）																															
		要介護3 （ 777 単位）																															
		要介護4 （ 880 単位）																															
		要介護5 （ 984 単位）																															
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 584 単位）																															
		要介護2 （ 689 単位）																															
		要介護3 （ 796 単位）																															
		要介護4 （ 901 単位）																															
		要介護5 （ 1,008 単位）																															
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 658 単位）																															
		要介護2 （ 777 単位）																															
		要介護3 （ 900 単位）																															
		要介護4 （ 1,023 単位）																															
		要介護5 （ 1,148 単位）																															
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 （ 669 単位）							9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																									
		要介護2 （ 791 単位）																															
		要介護3 （ 915 単位）																															
		要介護4 （ 1,041 単位）																															
		要介護5 （ 1,168 単位）																															
ロ 大規模通所介護費（Ⅰ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 358 単位）	×70/100	×70/100	−1/100	−1/100		＋3/100		指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100	1日につき ＋13単位	＋5/100	1日につき ＋40単位	1日につき ＋55単位	1日につき ＋45単位	1月につき ＋100単位（6月に1回を限度）	※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋76単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1日につき ＋60単位	1日につき ＋60単位	1月につき ＋50単位	1回につき ＋200単位（月2回を限度）	1回につき ＋20単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき ＋150単位（月2回を限度）	1回につき ＋160単位（月2回を限度）	1月につき ＋40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 （ 409 単位）																															
		要介護3 （ 462 単位）																															
		要介護4 （ 513 単位）																															
		要介護5 （ 568 単位）																															
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 376 単位）					×70/100																										
		要介護2 （ 430 単位）																															
		要介護3 （ 486 単位）																															
		要介護4 （ 541 単位）																															
		要介護5 （ 597 単位）																															
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 544 単位）																															
		要介護2 （ 643 単位）																															
		要介護3 （ 743 単位）																															
		要介護4 （ 840 単位）																															
		要介護5 （ 940 単位）																															
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 564 単位）																															
		要介護2 （ 667 単位）																															
		要介護3 （ 770 単位）																															
		要介護4 （ 871 単位）																															
		要介護5 （ 974 単位）																															
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 629 単位）																															
		要介護2 （ 744 単位）																															
		要介護3 （ 861 単位）																															
		要介護4 （ 980 単位）																															
		要介護5 （ 1,097 単位）																															
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 （ 647 単位）							9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																									
		要介護2 （ 765 単位）																															
		要介護3 （ 885 単位）																															
		要介護4 （ 1,007 単位）																															
		要介護5 （ 1,127 単位）																															
ハ 大規模通所介護費（Ⅱ）	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 （ 345 単位）																															
		要介護2 （ 395 単位）																															
		要介護3 （ 446 単位）																															
		要介護4 （ 495 単位）																															
		要介護5 （ 549 単位）																															
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 （ 362 単位）					×70/100																										
		要介護2 （ 414 単位）																															
		要介護3 （ 468 単位）																															
		要介護4 （ 521 単位）																															
		要介護5 （ 575 単位）																															
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 （ 525 単位）																															
		要介護2 （ 620 単位）																															
		要介護3 （ 715 単位）																															
		要介護4 （ 812 単位）																															
		要介護5 （ 907 単位）																															
	(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 （ 543 単位）																															
		要介護2 （ 641 単位）																															
		要介護3 （ 740 単位）																															
		要介護4 （ 839 単位）																															
		要介護5 （ 939 単位）																															
	(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 （ 607 単位）																															
		要介護2 （ 716 単位）																															
		要介護3 （ 830 単位）																															
		要介護4 （ 946 単位）																															
		要介護5 （ 1,059 単位）																															
	(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 （ 623 単位）							9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位																									
		要介護2 （ 737 単位）																															
		要介護3 （ 852 単位）																															
		要介護4 （ 970 単位）																															
		要介護5 （ 1,086 単位）																															

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	0回につき 22単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	0回につき 18単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	0回につき 6単位を加算）

ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	4月につき ＋所定単位×92／1000）
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	4月につき ＋所定単位×90／1000）
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	4月につき ＋所定単位×80／1000）
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	4月につき ＋所定単位×64／1000）
	(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(イ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1) 4月につき ＋所定単位×94／1000） (ロ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2) 4月につき ＋所定単位×76／1000） (ハ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3) 4月につき ＋所定単位×79／1000） (ニ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4) 4月につき ＋所定単位×74／1000） (ホ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5) 4月につき ＋所定単位×65／1000） (ヘ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6) 4月につき ＋所定単位×63／1000） (ト) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7) 4月につき ＋所定単位×56／1000） (チ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8) 4月につき ＋所定単位×69／1000） (リ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9) 4月につき ＋所定単位×54／1000） (ヌ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10) 4月につき ＋所定単位×45／1000） (ル) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11) 4月につき ＋所定単位×53／1000） (ヲ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12) 4月につき ＋所定単位×43／1000） (ワ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13) 4月につき ＋所定単位×44／1000） (カ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14) 4月につき ＋所定単位×33／1000）
	(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	＋所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

	： 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合）、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合）、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算）、サービス提供体制強化加算（及び 介護職員等処遇改善加算）は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 「又は」を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、その単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの猶予措置を適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

7 通所リハビリテーション費

基本部分					注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算	注 重度療養管理加算
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1	(369 単位)	1日につき +30単位			
			要介護2	(398 単位)				
			要介護3	(429 単位)				
			要介護4	(458 単位)				
			要介護5	(491 単位)				
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1	(383 単位)				1日につき +100単位
			要介護2	(439 単位)				
			要介護3	(498 単位)				
			要介護4	(555 単位)				
			要介護5	(612 単位)				
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1	(486 単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位	
			要介護2	(565 単位)				
			要介護3	(643 単位)				
			要介護4	(743 単位)				
			要介護5	(842 単位)				
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1	(553 単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位	
			要介護2	(642 単位)				
			要介護3	(730 単位)				
			要介護4	(844 単位)				
			要介護5	(957 単位)				
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1	(622 単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位	
			要介護2	(738 単位)				
			要介護3	(852 単位)				
			要介護4	(987 単位)				
			要介護5	(1,120 単位)				
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1	(715 単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位	
			要介護2	(850 単位)				
			要介護3	(981 単位)				
			要介護4	(1,137 単位)				
			要介護5	(1,290 単位)				
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1	(762 単位)		8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位	
			要介護2	(903 単位)				
			要介護3	(1,046 単位)				
			要介護4	(1,215 単位)				
			要介護5	(1,379 単位)				
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1	(369 単位)	1日につき +30単位			
			要介護2	(398 単位)				
			要介護3	(429 単位)				
			要介護4	(458 単位)				
			要介護5	(491 単位)				
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1	(383 単位)				1日につき +100単位
			要介護2	(439 単位)				
			要介護3	(498 単位)				
			要介護4	(555 単位)				
			要介護5	(612 単位)				
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1	(486 単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位	
			要介護2	(565 単位)				
			要介護3	(643 単位)				
			要介護4	(743 単位)				
			要介護5	(842 単位)				
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1	(553 単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位	
			要介護2	(642 単位)				
			要介護3	(730 単位)				
			要介護4	(844 単位)				
			要介護5	(957 単位)				
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1	(622 単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位	
			要介護2	(738 単位)				
			要介護3	(852 単位)				
			要介護4	(987 単位)				
			要介護5	(1,120 単位)				
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1	(715 単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位	
			要介護2	(850 単位)				
			要介護3	(981 単位)				
			要介護4	(1,137 単位)				
			要介護5	(1,290 単位)				
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1	(762 単位)		8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位	
			要介護2	(903 単位)				
			要介護3	(1,046 単位)				
			要介護4	(1,215 単位)				
			要介護5	(1,379 単位)				
	介護医療院の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1	(369 単位)	1日につき +30単位			
			要介護2	(398 単位)				
			要介護3	(429 単位)				
			要介護4	(458 単位)				
			要介護5	(491 単位)				
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1	(383 単位)				1日につき +100単位
			要介護2	(439 単位)				
			要介護3	(498 単位)				
			要介護4	(555 単位)				
			要介護5	(612 単位)				
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1	(486 単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位	
			要介護2	(565 単位)				
			要介護3	(643 単位)				
			要介護4	(743 単位)				
			要介護5	(842 単位)				
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1	(553 単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位	
			要介護2	(642 単位)				
			要介護3	(730 単位)				
			要介護4	(844 単位)				
			要介護5	(957 単位)				
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1	(622 単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位	
			要介護2	(738 単位)				
			要介護3	(852 単位)				
			要介護4	(987 単位)				
			要介護5	(1,120 単位)				
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1	(715 単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位	
			要介護2	(850 単位)				
			要介護3	(981 単位)				
			要介護4	(1,137 単位)				
			要介護5	(1,290 単位)				
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1	(762 単位)		8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位	
			要介護2	(903 単位)				
			要介護3	(1,046 単位)				
			要介護4	(1,215 単位)				
			要介護5	(1,379 単位)				

注	注 (適用)
利用者の数が利用定員を超える場合	×70/100
又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	−1/100
業務継続計画未策定減算	−1/100
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	+3/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5/100
入浴介助加算（Ⅰ）	1日につき +40単位
入浴介助加算（Ⅱ）	1日につき +60単位
リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算（イ） 同意日の属する月から6月以内 1月につき +560単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +240単位 リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 同意日の属する月から6月以内 1月につき +593単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +273単位 リハビリテーションマネジメント加算（ハ） 同意日の属する月から6月以内 1月につき +793単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +473単位
	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 1月につき +270単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき +110単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日につき +240単位 （週2日を限度）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月につき +1,920単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +1,250単位
若年性認知症利用者受入加算	1日につき +60単位
栄養アセスメント加算	1月につき +50単位
栄養改善加算	1回につき +200単位 （月2回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回につき +20単位 （6月に1回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回につき +5単位 （6月に1回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1回につき +150単位 （月2回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	1回につき +155単位 （月2回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	1回につき +160単位 （月2回を限度）
重度療養管理加算	1日につき +100単位
中重度者ケア体制加算	1日につき +20単位
科学的介護推進体制加算	1月につき +40単位
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき −94単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき −47単位

基本部分					注 理学療法士等体制強化加算	注 7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 リハビリテーション提供体制加算
ロ 大規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1	(357 単位)	1日につき +30単位		
			要介護2	(388 単位)			
			要介護3	(415 単位)			
			要介護4	(445 単位)			
			要介護5	(475 単位)			
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1	(372 単位)			
			要介護2	(427 単位)			
			要介護3	(482 単位)			
			要介護4	(536 単位)			
			要介護5	(591 単位)			
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1	(470 単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位
			要介護2	(547 単位)			
			要介護3	(623 単位)			
			要介護4	(719 単位)			
			要介護5	(816 単位)			
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1	(525 単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位
			要介護2	(611 単位)			
			要介護3	(696 単位)			
			要介護4	(805 単位)			
			要介護5	(912 単位)			
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1	(584 単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位
			要介護2	(692 単位)			
			要介護3	(800 単位)			
			要介護4	(929 単位)			
			要介護5	(1,053 単位)			
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1	(675 単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位
			要介護2	(802 単位)			
			要介護3	(926 単位)			
			要介護4	(1,077 単位)			
			要介護5	(1,224 単位)			
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1	(714 単位)		8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位
			要介護2	(847 単位)			
			要介護3	(983 単位)			
			要介護4	(1,140 単位)			
			要介護5	(1,300 単位)			
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1	(357 単位)	1日につき +30単位		
			要介護2	(388 単位)			
			要介護3	(415 単位)			
			要介護4	(445 単位)			
			要介護5	(475 単位)			
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1	(372 単位)			
			要介護2	(427 単位)			
			要介護3	(482 単位)			
			要介護4	(536 単位)			
			要介護5	(591 単位)			
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1	(470 単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位
			要介護2	(547 単位)			
			要介護3	(623 単位)			
			要介護4	(719 単位)			
			要介護5	(816 単位)			
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1	(525 単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位
			要介護2	(611 単位)			
			要介護3	(696 単位)			
			要介護4	(805 単位)			
			要介護5	(912 単位)			
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1	(584 単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位
			要介護2	(692 単位)			
			要介護3	(800 単位)			
			要介護4	(929 単位)			
			要介護5	(1,053 単位)			
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1	(675 単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位
			要介護2	(802 単位)			
			要介護3	(926 単位)			
			要介護4	(1,077 単位)			
			要介護5	(1,224 単位)			
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1	(714 単位)		8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位
			要介護2	(847 単位)			
			要介護3	(983 単位)			
			要介護4	(1,140 単位)			
			要介護5	(1,300 単位)			
	介護医療院の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1	(357 単位)	1日につき +30単位		
			要介護2	(388 単位)			
			要介護3	(415 単位)			
			要介護4	(445 単位)			
			要介護5	(475 単位)			
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1	(372 単位)			
			要介護2	(427 単位)			
			要介護3	(482 単位)			
			要介護4	(536 単位)			
			要介護5	(591 単位)			
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1	(470 単位)			3時間以上4時間未満の場合 +12単位
			要介護2	(547 単位)			
			要介護3	(623 単位)			
			要介護4	(719 単位)			
			要介護5	(816 単位)			
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1	(525 単位)			4時間以上5時間未満の場合 +16単位
			要介護2	(611 単位)			
			要介護3	(696 単位)			
			要介護4	(805 単位)			
			要介護5	(912 単位)			
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1	(584 単位)			5時間以上6時間未満の場合 +20単位
			要介護2	(692 単位)			
			要介護3	(800 単位)			
			要介護4	(929 単位)			
			要介護5	(1,053 単位)			
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1	(675 単位)			6時間以上7時間未満の場合 +24単位
			要介護2	(802 単位)			
			要介護3	(926 単位)			
			要介護4	(1,077 単位)			
			要介護5	(1,224 単位)			
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1	(714 単位)		8時間以上9時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 10時間以上11時間未満の場合 +150単位 11時間以上12時間未満の場合 +200単位 12時間以上13時間未満の場合 +250単位 13時間以上14時間未満の場合 +300単位	7時間以上の場合 +28単位
			要介護2	(847 単位)			
			要介護3	(983 単位)			
			要介護4	(1,140 単位)			
			要介護5	(1,300 単位)			

注	加算・減算	病院又は診療所の場合	介護老人保健施設の場合	介護医療院の場合
注	利用者の数が利用定員を超える場合	×70／100	×70／100	×70／100
注	又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70／100	×70／100	×70／100
注	高齢者虐待防止措置未実施減算	−1／100	−1／100	−1／100
注	業務継続計画未策定減算	−1／100	−1／100	−1／100
注	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	+3／100	+3／100	+3／100
注	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5／100	+5／100	+5／100
注	入浴介助加算（Ⅰ）	1日につき +40単位	1日につき +40単位	1日につき +40単位
注	入浴介助加算（Ⅱ）	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位
注	リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算（イ） 同意日の属する月から6月以内 1月につき +560単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +240単位 リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 同意日の属する月から6月以内 1月につき +593単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +273単位 リハビリテーションマネジメント加算（ハ） 同意日の属する月から6月以内 1月につき +793単位 同意日の属する月から6月超 1月につき +473単位	（同左）	（同左）
注	リハビリテーションマネジメント加算	事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 1月につき +270単位	（同左）	（同左）
注	短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき +110単位	1日につき +110単位	1日につき +110単位
注	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日につき +240単位（週2日を限度）	1日につき +240単位（週2日を限度）	1日につき +240単位（週2日を限度）
注	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月につき +1,920単位	1月につき +1,920単位	1月につき +1,920単位
注	生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +1,250単位	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +1,250単位	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +1,250単位
注	若年性認知症利用者受入加算	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位
注	栄養アセスメント加算	1月につき +50単位	1月につき +50単位	1月につき +50単位
注	栄養改善加算	1回につき +200単位（月2回を限度）	1回につき +200単位（月2回を限度）	1回につき +200単位（月2回を限度）
注	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回につき +20単位（6月に1回を限度）	1回につき +20単位（6月に1回を限度）	1回につき +20単位（6月に1回を限度）
注	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回につき −5単位（6月に1回を限度）	1回につき −5単位（6月に1回を限度）	1回につき −5単位（6月に1回を限度）
注	口腔機能向上加算（Ⅰ）	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）
注	口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	1回につき +155単位（月2回を限度）	1回につき +155単位（月2回を限度）	1回につき +155単位（月2回を限度）
注	口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	1回につき −160単位（月2回を限度）	1回につき −160単位（月2回を限度）	1回につき −160単位（月2回を限度）
注	重度療養管理加算	1日につき +100単位	1日につき +100単位	1日につき +100単位
注	中重度者ケア体制加算	1日につき +20単位	1日につき +20単位	1日につき +20単位
注	科学的介護推進体制加算	1月につき +40単位	1月につき +40単位	1月につき +40単位
注	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき −94単位	1日につき −94単位	1日につき −94単位
注	事業所が送迎を行わない場合	片道につき −47単位	片道につき −47単位	片道につき −47単位

ロ 大規模の事業所（一定の要件を満たした事業所）の場合

基本部分（病院又は診療所の場合／介護老人保健施設の場合／介護医療院の場合 — 各同じ単位数）

基本部分	要介護度	単位数
⑴ 1時間以上2時間未満	要介護1	369 単位
	要介護2	398 単位
	要介護3	429 単位
	要介護4	458 単位
	要介護5	491 単位
⑵ 2時間以上3時間未満	要介護1	383 単位
	要介護2	439 単位
	要介護3	498 単位
	要介護4	555 単位
	要介護5	612 単位
⑶ 3時間以上4時間未満	要介護1	486 単位
	要介護2	565 単位
	要介護3	643 単位
	要介護4	743 単位
	要介護5	842 単位
⑷ 4時間以上5時間未満	要介護1	553 単位
	要介護2	642 単位
	要介護3	730 単位
	要介護4	844 単位
	要介護5	957 単位
⑸ 5時間以上6時間未満	要介護1	622 単位
	要介護2	738 単位
	要介護3	852 単位
	要介護4	987 単位
	要介護5	1,120 単位
⑹ 6時間以上7時間未満	要介護1	715 単位
	要介護2	850 単位
	要介護3	981 単位
	要介護4	1,137 単位
	要介護5	1,290 単位
⑺ 7時間以上8時間未満	要介護1	762 単位
	要介護2	903 単位
	要介護3	1,046 単位
	要介護4	1,215 単位
	要介護5	1,379 単位

注（加算・減算）

注	内容
利用者の数が利用定員を超える場合 又は 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70／100 又は ×70／100
高齢者虐待防止措置未実施減算	－1／100
業務継続計画未策定減算	－1／100
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	＋3／100
理学療法士等体制強化加算（⑴ 1時間以上2時間未満の場合）	1日につき ＋30単位
7時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合（⑺の場合）	8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満の場合 ＋12単位 4時間以上5時間未満の場合 ＋16単位 5時間以上6時間未満の場合 ＋20単位 6時間以上7時間未満の場合 ＋24単位 7時間以上の場合 ＋28単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	＋5／100
入浴介助加算（Ⅰ）	1日につき ＋40単位
入浴介助加算（Ⅱ）	1日につき ＋60単位
リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算（イ） 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋560単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋240単位 リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋593単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋273単位 リハビリテーションマネジメント加算（ハ） 同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋793単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋473単位 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合 1月につき ＋270単位
短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき ＋110単位
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日につき ＋240単位（週2日を限度）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月につき ＋1,920単位
生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき ＋1,250単位
若年性認知症利用者受入加算	1日につき ＋60単位
栄養アセスメント加算	1月につき ＋50単位
栄養改善加算	1回につき ＋200単位（月2回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回につき ＋20単位（6月に1回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1回につき ＋150単位（月2回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	1回につき ＋155単位（月2回を限度）
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	1回につき ＋160単位（月2回を限度）
重度療養管理加算	1日につき ＋100単位
中重度者ケア体制加算	1日につき ＋20単位
科学的介護推進体制加算	1月につき ＋40単位
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき －94単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき －47単位

ハ 退院時共同指導加算
（1回につき 600単位を加算）

ニ 移行支援加算
（1日につき 12単位を加算）

ホ サービス提供体制強化加算
⑴ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき 22単位を加算）
⑵ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき 18単位を加算）
⑶ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1回につき 6単位を加算）

ヘ 介護職員等処遇改善加算
⑴ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×86／1000）
⑵ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×83／1000）
⑶ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×66／1000）
⑷ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋所定単位×53／1000）
⑸ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）
(一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴（1月につき ＋所定単位×76／1000）
(二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵（1月につき ＋所定単位×73／1000）
(三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶（1月につき ＋所定単位×73／1000）
(四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷（1月につき ＋所定単位×70／1000）
(五)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸（1月につき ＋所定単位×63／1000）
(六)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹（1月につき ＋所定単位×60／1000）
(七)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺（1月につき ＋所定単位×58／1000）
(八)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻（1月につき ＋所定単位×56／1000）
(九)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼（1月につき ＋所定単位×55／1000）
(十)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽（1月につき ＋所定単位×48／1000）
(十一)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾（1月につき ＋所定単位×43／1000）
(十二)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿（1月につき ＋所定単位×45／1000）
(十三)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀（1月につき ＋所定単位×38／1000）
(十四)介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁（1月につき ＋所定単位×28／1000）

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

8 短期入所生活介護費

基本部分				注 連続61日以上短期入所生活介護を行った場合
イ 短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護１ （ 645 単位）	589単位
			要介護２ （ 715 単位）	659単位
			要介護３ （ 787 単位）	732単位
			要介護４ （ 856 単位）	802単位
			要介護５ （ 926 単位）	871単位
		(二) 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護１ （ 645 単位）	589単位
			要介護２ （ 715 単位）	659単位
			要介護３ （ 787 単位）	732単位
			要介護４ （ 856 単位）	802単位
			要介護５ （ 926 単位）	871単位
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護１ （ 603 単位）	573単位
			要介護２ （ 672 単位）	642単位
			要介護３ （ 745 単位）	715単位
			要介護４ （ 815 単位）	785単位
			要介護５ （ 884 単位）	854単位
		(二) 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護１ （ 603 単位）	573単位
			要介護２ （ 672 単位）	642単位
			要介護３ （ 745 単位）	715単位
			要介護４ （ 815 単位）	785単位
			要介護５ （ 884 単位）	854単位
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要介護１ （ 746 単位）	670単位
			要介護２ （ 815 単位）	740単位
			要介護３ （ 891 単位）	815単位
			要介護４ （ 959 単位）	886単位
			要介護５ （ 1,028 単位）	955単位
		(二) 経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護１ （ 746 単位）	670単位
			要介護２ （ 815 単位）	740単位
			要介護３ （ 891 単位）	815単位
			要介護４ （ 959 単位）	886単位
			要介護５ （ 1,028 単位）	955単位
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要介護１ （ 704 単位）	670単位
			要介護２ （ 772 単位）	740単位
			要介護３ （ 847 単位）	815単位
			要介護４ （ 918 単位）	886単位
			要介護５ （ 987 単位）	955単位
		(二) 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護１ （ 704 単位）	670単位
			要介護２ （ 772 単位）	740単位
			要介護３ （ 847 単位）	815単位
			要介護４ （ 918 単位）	886単位
			要介護５ （ 987 単位）	955単位

注	イ	ロ
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	×97／100	×97／100
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は	×70／100	×70／100
介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	×70／100	×70／100
常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合		×97／100
身体拘束廃止未実施減算	−1/100	−1/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	−1 100	−1 100
業務継続計画未策定減算	−1/100	−1/100
共生型短期入所生活介護を行う場合	指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100 （(2) 併設型）	
生活相談員配置等加算	1日につき ＋13単位 （(2) 併設型）	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき ＋100単位 (3月に1回を限度)	1月につき ＋100単位 (3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき 200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき −100単位	1月につき 200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき −100単位
専従の機能訓練指導員を配置している場合	1日につき ＋12単位	1日につき ＋12単位
個別機能訓練加算	1日につき ＋56単位	1日につき ＋56単位
看護体制加算（Ⅰ）	1日につき ＋4単位	1日につき ＋4単位
看護体制加算（Ⅱ）	1日につき ＋8単位	1日につき ＋8単位
看護体制加算（Ⅲ）	1日につき 利用定員29人以下 ＋12単位 利用定員30人以上50人以下 ＋6単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋12単位 利用定員30人以上50人以下 ＋6単位
看護体制加算（Ⅳ）	1日につき 利用定員29人以下 ＋23単位 利用定員30人以上50人以下 ＋13単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋23単位 利用定員30人以上50人以下 ＋13単位
医療連携強化加算	1日につき ＋58単位	1日につき ＋58単位
看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1日につき −64単位	死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1日につき −64単位
夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	1日につき ＋13単位	1日につき ＋18単位
夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	1日につき ＋15単位	1日につき ＋20単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日につき −200単位 (7日間を限度)	1日につき −200単位 (7日間を限度)
若年性認知症利用者受入加算	1日につき ＋120単位	1日につき ＋120単位
利用者に対して送迎を行う場合	片道につき ＋184単位	片道につき ＋184単位
緊急短期入所受入加算	1日につき −90単位 (7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度)	1日につき −90単位 (7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度)
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 ※連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しない	1日につき −30単位	1日につき −30単位

ハ 医療連携強化加算		（1回につき 50単位を加算（1月に1回を限度））
ニ 療養食加算		（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））
ホ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合	（1日につき 421単位を加算）
	(2) 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している場合	（1日につき 417単位を加算）
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合	（1日につき 413単位を加算）
	(4) 看護体制加算を算定していない場合	（1日につき 425単位を加算）
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）
ト 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	（1月につき 100単位を加算）
	(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	（1月につき 10単位を加算）
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）

				注
リ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		（1月につき ＋所定単位×140/1000）	所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		（1月につき ＋所定単位×136/1000）	
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		（1月につき ＋所定単位×113/1000）	
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		（1月につき ＋所定単位×90/1000）	
	(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	（1月につき ＋所定単位×124／1000）	
		(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	（1月につき ＋所定単位×117／1000）	
		(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	（1月につき ＋所定単位×120／1000）	
		(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)	（1月につき ＋所定単位×113／1000）	
		(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	（1月につき ＋所定単位×101／1000）	
		(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	（1月につき ＋所定単位×97／1000）	
		(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	（1月につき ＋所定単位×90／1000）	
		(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	（1月につき ＋所定単位×97／1000）	
		(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	（1月につき ＋所定単位×86／1000）	
		(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	（1月につき ＋所定単位×74／1000）	
		(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	（1月につき ＋所定単位×74／1000）	
		(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	（1月につき ＋所定単位×70／1000）	
		(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	（1月につき ＋所定単位×63／1000）	
		(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	（1月につき ＋所定単位×47／1000）	

（点線枠）： サービス提供体制強化加算 及び 介護職員等処遇改善加算 は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				夜勤職員配置加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅲ	看取りに対する体制が整っていないユニット型の場合	夜勤職員配置加算未満減算	夜勤職員配置加算未満減算	夜勤職員配置加算未満減算	夜勤職員配置加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	認知症専門ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	サービス提供体制強化加算Ⅲ	送迎加算	療養食加算（令和6年度支給開始分まで）	療養食加算（令和6年度支給開始分から）	社会参加に対する支援加算
(1) 介護老人保健施設(短期入所療養介護費(1日につき)	(ｲ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 ①	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<営業型施設>	従介護1 （ 753単位）	×97／100	×70／100	×73／100	×87／100	－1／100	－1／100	－1／100	1日につき＋24単位	1日につき＋2409単位	1日につき＋79単位	1日につき＋20単位（令和6・10・31までに算定する場合は1日につき40単位）	1日につき＋60単位（令和6・10・31までに算定する場合は1日につき80単位）	1日につき＋120単位	1日につき1回を限度（ただし、ア(ｲ)(ﾛ)を算定する場合は1日につき2回を限度）	1日につき＋54単位	1日につき＋54単位	非適用
			従介護2 （ 801単位）																	
			従介護3 （ 864単位）																	
			従介護4 （ 931単位）																	
			従介護5 （ 971単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)<従来型個室>	従介護1 （ 819単位）																	
			従介護2 （ 883単位）																	
			従介護3 （ 948単位）																	
			従介護4 （ 1,017単位）																	
			従介護5 （ 1,054単位）																	
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii)<多床室>	従介護1 （ 830単位）																	
			従介護2 （ 880単位）																	
			従介護3 （ 914単位）																	
			従介護4 （ 967単位）																	
			従介護5 （ 1,052単位）																	
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv)<多床室>	従介護1 （ 932単位）																	
			従介護2 （ 979単位）																	
			従介護3 （ 1,044単位）																	
			従介護4 （ 1,102単位）																	
			従介護5 （ 1,161単位）																	
	(ﾛ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 ② <看取り・在宅復帰・在宅療養支援機能加算>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<営業型施設>	従介護1 （ 760単位）																	
			従介護2 （ 874単位）																	
			従介護3 （ 992単位）																	
			従介護4 （ 1,071単位）																	
			従介護5 （ 1,150単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)<多床室>	従介護1 （ 870単位）																	
			従介護2 （ 966単位）																	
			従介護3 （ 1,074単位）																	
			従介護4 （ 1,154単位）																	
			従介護5 （ 1,234単位）																	
	(ﾊ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 ③ <看取り・在宅復帰・在宅療養支援機能加算>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<営業型施設>	従介護1 （ 760単位）																	
			従介護2 （ 868単位）																	
			従介護3 （ 985単位）																	
			従介護4 （ 1,063単位）																	
			従介護5 （ 1,121単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)<多床室>	従介護1 （ 870単位）																	
			従介護2 （ 959単位）																	
			従介護3 （ 1,066単位）																	
			従介護4 （ 1,124単位）																	
			従介護5 （ 1,203単位）																	
	(ﾆ) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 ④ <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<営業型施設>	従介護1 （ 738単位）																	
			従介護2 （ 784単位）																	
			従介護3 （ 848単位）																	
			従介護4 （ 901単位）																	
			従介護5 （ 953単位）																	
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)<多床室>	従介護1 （ 813単位）																	
			従介護2 （ 865単位）																	
			従介護3 （ 925単位）																	
			従介護4 （ 977単位）																	
			従介護5 （ 1,031単位）																	
(2) ユニット型介護老人保健施設(短期入所療養介護費(1日につき)	(ｲ) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ①	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<ユニット型個室> 【基本型】	従介護1 （ 836単位）									1日につき＋240単位								
			従介護2 （ 883単位）																	
			従介護3 （ 948単位）																	
			従介護4 （ 1,053単位）																	
			従介護5 （ 1,056単位）																	
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)<ユニット型個室> 【在宅強化型】	従介護1 （ 906単位）																	
			従介護2 （ 985単位）																	
			従介護3 （ 1,048単位）																	
			従介護4 （ 1,106単位）																	
			従介護5 （ 1,165単位）																	
		c 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<ユニット型個室の多床室> 【基本型】	従介護1 （ 836単位）																	
			従介護2 （ 883単位）																	
			従介護3 （ 948単位）																	
			従介護4 （ 1,053単位）																	
			従介護5 （ 1,056単位）																	
		d 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)<ユニット型個室の多床室> 【在宅強化型】	従介護1 （ 906単位）																	
			従介護2 （ 985単位）																	
			従介護3 （ 1,048単位）																	
			従介護4 （ 1,106単位）																	
			従介護5 （ 1,165単位）																	
	(ﾛ) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ② <ユニット型個室>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<ユニット型個室> 【新設型】	従介護1 （ 999単位）																	
			従介護2 （ 1,013単位）																	
			従介護3 （ 1,162単位）																	
			従介護4 （ 1,242単位）																	
			従介護5 （ 1,319単位）																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<ユニット型個室の多床室> 【新設型】	従介護1 （ 999単位）																	
			従介護2 （ 1,013単位）																	
			従介護3 （ 1,162単位）																	
			従介護4 （ 1,242単位）																	
			従介護5 （ 1,319単位）																	
	(ﾊ) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ③ <ユニット型個室>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<ユニット型個室>	従介護1 （ 999単位）																	
			従介護2 （ 1,037単位）																	
			従介護3 （ 1,135単位）																	
			従介護4 （ 1,213単位）																	
			従介護5 （ 1,291単位）																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<ユニット型個室の多床室>	従介護1 （ 999単位）																	
			従介護2 （ 1,037単位）																	
			従介護3 （ 1,135単位）																	
			従介護4 （ 1,213単位）																	
			従介護5 （ 1,291単位）																	
	(ﾆ) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ④ <ユニット型個室>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<ユニット型個室>	従介護1 （ 818単位）																	
			従介護2 （ 866単位）																	
			従介護3 （ 929単位）																	
			従介護4 （ 983単位）																	
			従介護5 （ 1,035単位）																	
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)<ユニット型個室の多床室>	従介護1 （ 818単位）																	
			従介護2 （ 866単位）																	
			従介護3 （ 929単位）																	
			従介護4 （ 983単位）																	
			従介護5 （ 1,035単位）																	
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(ｲ) 3単位以上4単位以未満		（ 864単位）									1日につき＋240単位								
	(ﾛ) 4単位以上6単位以未満		（ 937単位）																	
	(ﾊ) 6単位以上8単位以未満		（ 1,296単位）																	

(1) 利用者負担		
(2) 身体拘束廃止未実施減算	(ｲ) 身体拘束廃止未実施減算（Ⅰ）	（1日につき 274単位を減算）
	(ﾛ) 身体拘束廃止未実施減算（Ⅱ）	（1日につき 274単位を減算）
(3) 総合医学管理加算	利用開始日の属する月に、1日につき275単位を加算	
(4) 認知症専門診療加算	1日につき 50単位を加算（Ⅰ）に100単位を加算）	
(5) 療養食加算	（1日につき 8単位を加算（Ⅰ）に30単位を加算）	
(6) 認知症専門ケア加算	(ｲ) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	(ﾛ) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）
(7) 緊急短期入所受入加算	(ｲ) 緊急短期入所受入加算	利用日の属する月に、1日目から7日目までは、1日につき 90単位を加算 8日目以降30日目までは、1日につき 73単位を加算
	(ﾛ) 緊急短期入所受入加算	
(8) 生産性向上推進体制加算	(ｲ) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	0月につき 100単位を加算）
	(ﾛ) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	0月につき 10単位を加算）
(9) サービス提供体制強化加算	(ｲ) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	0日につき 22単位を加算）
	(ﾛ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	0日につき 18単位を加算）
	(ﾊ) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	0日につき 6単位を加算）
(10) 介護職員等処遇改善加算	(ｲ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（1日単位数×7.1／1000）
	(ﾛ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	（1日単位数×5.5／1000）
	(ﾊ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（1日単位数×3.8／1000）
	(ﾆ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（1日単位数×3.3／1000）
	(ﾎ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(ｲ)～(ﾁ)を算定する場合は、1日単位数×2.2／1000
		(ﾘ) 介護職員等ベースアップ等支援加算	（1日単位数×2.0／1000）
		(ﾇ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（ﾛ）	（1日単位数×5.9／1000）
		(ﾙ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（ﾛ）	（1日単位数×4.5／1000）
		(ｵ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（ﾛ）	（1日単位数×3.2／1000）
		(ﾜ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（ﾛ）	（1日単位数×2.7／1000）
		(ｶ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（ﾛ）	(ﾇ)～(ﾁ)を算定する場合は、1日単位数×1.8／1000
		(ﾀ) 介護職員等ベースアップ等支援加算（ﾛ）	（1日単位数×1.6／1000）
		(ﾚ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（ﾊ）	（1日単位数×3.8／1000）
		(ｿ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（ﾊ）	（1日単位数×3.0／1000）
		(ﾂ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（ﾊ）	（1日単位数×2.1／1000）
		(ﾈ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（ﾊ）	（1日単位数×1.8／1000）
		(ﾅ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（ﾊ）	(ﾚ)～(ﾈ)を算定する場合は、1日単位数×1.2／1000
		(ﾗ) 介護職員等ベースアップ等支援加算（ﾊ）	（1日単位数×1.1／1000）
		(ﾑ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（ﾆ）	（1日単位数×1.9／1000）
		(ｳ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（ﾆ）	（1日単位数×1.5／1000）
		(ﾉ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（ﾆ）	（1日単位数×1.1／1000）
		(ｵｸ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（ﾆ）	（1日単位数×0.9／1000）
		(ﾔ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（ﾆ）	(ﾑ)～(ｵｸ)を算定する場合は、1日単位数×0.6／1000
		(ﾏ) 介護職員等ベースアップ等支援加算（ﾆ）	（1日単位数×0.5／1000）

注 当該単位数は、9月から、6月までに届出を行った事業所の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）の適用を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び まん延の防止のための委員会の開催及び研修等に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

注 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日に定め予定。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本単位				夜勤職員配置加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅲ	夜勤職員配置加算Ⅳ	夜勤職員配置加算Ⅴ	夜勤職員配置加算Ⅵ	夜勤職員配置加算Ⅶ	夜勤職員配置加算Ⅷ	夜勤職員配置加算Ⅸ	夜勤職員配置加算Ⅹ	夜勤職員配置加算Ⅺ	夜勤職員配置加算Ⅻ	夜勤職員配置加算ⅩⅢ	夜勤職員配置加算ⅩⅣ	夜勤職員配置加算ⅩⅤ	夜勤職員配置加算ⅩⅥ	夜勤職員配置加算ⅩⅦ
① 病院療養病床短期入所療養介護費（日につき）	イ）病院療養病床短期入所療養介護（Ⅰ）<従来型療養>	a 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅰ）<従来型療養>	要介護1	（ 729 単位）	日につき ×70／100	×70／100	×95／100	日につき －2単位	×90／100	×97／100	－1／100	－1／100	－1／100	夜間勤務等看護加算（Ⅰ）<ⅠⅡ>の算定 －2単位	日につき －2単位	日につき －60円 （1）夜の巡回 （2）ナースコールの取扱の工夫 （3）ベッドの配置の工夫	日につき －200単位 （1）夜の巡回 （2）ナースコールの取扱の工夫 （3）ベッドの配置の工夫	日につき －10単位	日につき －10単位
			要介護2	（ 864 単位）															
			要介護3	（ 1,064 単位）															
			要介護4	（ 1,153 単位）															
			要介護5	（ 1,252 単位）															
		b 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅰ）<療養機能強化型A><従来型療養>	要介護1	（ 752 単位）															
			要介護2	（ 866 単位）															
			要介護3	（ 1,106 単位）															
			要介護4	（ 1,213 単位）															
			要介護5	（ 1,306 単位）															
		c 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅰ）<療養機能強化型B><従来型療養>	要介護1	（ 742 単位）															
			要介護2	（ 855 単位）															
			要介護3	（ 1,094 単位）															
			要介護4	（ 1,196 単位）															
			要介護5	（ 1,288 単位）															
		d 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅰ）<多床型>	要介護1	（ 831 単位）															
			要介護2	（ 941 単位）															
			要介護3	（ 1,173 単位）															
			要介護4	（ 1,273 単位）															
			要介護5	（ 1,362 単位）															
		e 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅱ）<療養機能強化型A><多床型>	要介護1	（ 867 単位）															
			要介護2	（ 980 単位）															
			要介護3	（ 1,224 単位）															
			要介護4	（ 1,329 単位）															
			要介護5	（ 1,421 単位）															
		f 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅱ）<療養機能強化型B><多床型>	要介護1	（ 855 単位）															
			要介護2	（ 966 単位）															
			要介護3	（ 1,206 単位）															
			要介護4	（ 1,307 単位）															
			要介護5	（ 1,399 単位）															
	ロ）病院療養病床短期入所療養介護（Ⅱ）<従来型療養>	a 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅱ）<従来型療養>	要介護1	（ 606 単位）															
			要介護2	（ 773 単位）															
			要介護3	（ 953 単位）															
			要介護4	（ 1,086 単位）															
			要介護5	（ 1,127 単位）															
		b 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅱ）<療養機能強化型A><従来型療養>	要介護1	（ 681 単位）															
			要介護2	（ 792 単位）															
			要介護3	（ 955 単位）															
			要介護4	（ 1,111 単位）															
			要介護5	（ 1,154 単位）															
		c 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅱ）<多床型>	要介護1	（ 775 単位）															
			要介護2	（ 884 単位）															
			要介護3	（ 1,042 単位）															
			要介護4	（ 1,196 単位）															
			要介護5	（ 1,257 単位）															
		d 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅱ）<療養機能強化型A><多床型>	要介護1	（ 766 単位）															
			要介護2	（ 905 単位）															
			要介護3	（ 1,066 単位）															
			要介護4	（ 1,224 単位）															
			要介護5	（ 1,266 単位）															
	ハ）病院療養病床短期入所療養介護（Ⅲ）<従来型療養>	a 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅲ）<従来型療養>	要介護1	（ 642 単位）															
			要介護2	（ 754 単位）															
			要介護3	（ 904 単位）															
			要介護4	（ 1,056 単位）															
			要介護5	（ 1,100 単位）															
		b 病院療養病床短期入所療養介護（Ⅲ）<多床型>	要介護1	（ 754 単位）															
			要介護2	（ 864 単位）															
			要介護3	（ 1,014 単位）															
			要介護4	（ 1,170 単位）															
			要介護5	（ 1,211 単位）															
② 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（日につき）	イ）病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）<療養機能強化型A><従来型療養>	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護（Ⅰ）<従来型療養>	要介護1	（ 737 単位）															
			要介護2	（ 841 単位）															
			要介護3	（ 960 単位）															
			要介護4	（ 1,081 単位）															
			要介護5	（ 1,172 単位）															
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護（Ⅰ）<多床型>	要介護1	（ 843 単位）															
			要介護2	（ 953 単位）															
			要介護3	（ 1,101 単位）															
			要介護4	（ 1,193 単位）															
			要介護5	（ 1,283 単位）															
	ロ）病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護（Ⅱ）<従来型療養>	要介護1	（ 732 単位）															
			要介護2	（ 841 単位）															
			要介護3	（ 959 単位）															
			要介護4	（ 1,041 単位）															
			要介護5	（ 1,132 単位）															
		b 病院療養病床経過型短期入所療養介護（Ⅱ）<多床型>	要介護1	（ 843 単位）															
			要介護2	（ 953 単位）															
			要介護3	（ 1,055 単位）															
			要介護4	（ 1,149 単位）															
			要介護5	（ 1,242 単位）															
③ ユニット型短期入所療養介護費（日につき）	イ）ユニット型短期療養病床短期入所療養介護（Ⅰ）<ユニット型従来型>		要介護1	（ 856 単位）		×70／100	×95／100												
			要介護2	（ 963 単位）															
			要介護3	（ 1,107 単位）															
			要介護4	（ 1,206 単位）															
			要介護5	（ 1,295 単位）															
	ロ）ユニット型短期療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）<療養機能強化型A><ユニット型従来型>		要介護1	（ 885 単位）															
			要介護2	（ 998 単位）															
			要介護3	（ 1,242 単位）															
			要介護4	（ 1,345 単位）															
			要介護5	（ 1,438 単位）															
	ハ）ユニット型短期療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型B><ユニット型従来型>		要介護1	（ 874 単位）															
			要介護2	（ 985 単位）															
			要介護3	（ 1,226 単位）															
			要介護4	（ 1,328 単位）															
			要介護5	（ 1,419 単位）															
④ ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（日につき）	イ）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型従来型>		要介護1	（ 856 単位）															
			要介護2	（ 963 単位）															
			要介護3	（ 1,107 単位）															
			要介護4	（ 1,195 単位）															
			要介護5	（ 1,284 単位）															
	ロ）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型従来型>		要介護1	（ 846 単位）															
			要介護2	（ 953 単位）															
			要介護3	（ 1,105 単位）															
			要介護4	（ 1,193 単位）															
			要介護5	（ 1,284 単位）															
⑤ 特定短期療養費（短期入所療養介護費）			①-1 療養費Ⅰ（従来型）	（ 684 単位）															
			①-2 療養費Ⅱ（療養型）	（ 918 単位）															
			①-3 療養費Ⅲ（老人病院）	（ 1,176 単位）															

⑥ 口腔連携強化加算	1回につき 50単位を加算（6月に1回を限度）
⑦ 療養食加算	1日につき 30単位を加算（6月に1回を限度）
⑧ 認知症専門ケア加算	Ⅰ）認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき 3単位を加算 Ⅱ）認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき 4単位を加算
⑨ 行動諸費	
⑨-① 生産性向上推進体制加算	Ⅰ）生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 1月につき 100単位を加算 Ⅱ）生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 1月につき 10単位を加算
⑨-② サービス提供体制強化加算	Ⅰ）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 22単位を加算 Ⅱ）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 18単位を加算 Ⅲ）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 6単位を加算
⑩ 介護職員等処遇改善加算	Ⅰ）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 1月につき 当該単位数×1.1／1000 Ⅱ）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 1月につき 当該単位数×0.9／1000 Ⅲ）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 1月につき 当該単位数×0.8／1000 Ⅳ）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 1月につき 当該単位数×0.7／1000 Ⅴ）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ） 1月につき 当該単位数×0.5／1000 Ⅵ）介護職員等処遇改善加算（Ⅵ） 1月につき 当該単位数×0.3／1000 Ⅶ）介護職員等処遇改善加算（Ⅶ） 1月につき 当該単位数×0.2／1000 Ⅷ）介護職員等処遇改善加算（Ⅷ） 1月につき 当該単位数×0.1／1000 ①）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）喪失 1月につき 当該単位数×0.9／1000 ②）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）喪失 1月につき 当該単位数×0.8／1000 ③）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）喪失 1月につき 当該単位数×0.7／1000 ④）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）喪失 1月につき 当該単位数×0.5／1000 ⑤）介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）喪失 1月につき 当該単位数×0.3／1000 ⑥）介護職員等処遇改善加算（Ⅵ）喪失 1月につき 当該単位数×0.2／1000 ⑦）介護職員等処遇改善加算（Ⅶ）喪失 1月につき 当該単位数×0.1／1000	算定期間は、令和6年6月30日までとする。

※ 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算は、支援区分毎の対象外の設定無し

※ 夜勤職員配置加算を適用する場合には、独立型薬局調剤管理料を適用しない

※ 常勤専従の薬剤師を配置する場合には、在宅患者訪問薬剤管理料を適用しない

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や災害などを起因として、適切な研修や訓練を実施できない場合には、令和7年3月31日までの猶予期間とする。

※ 介護職員等処遇改善加算については、算定期間は令和6年6月30日まで。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 規定のユニット以外のユニットをユニット以外に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 基本報酬区分を減じない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 乃年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）／(一) 診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）／看護<6：1>介護<6：1>／a 診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>											
要介護1	×70/100		－1/100	－1/100	－1/100	診療所設備基準減算 1日につき －60単位	1日につき －25単位	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋90単位（7日 やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
b 診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><従来型個室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
c 診療所短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><従来型個室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
d 診療所短期入所療養介護費（Ⅳ）<多床室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
e 診療所短期入所療養介護費（Ⅴ）<療養機能強化型A><多床室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
f 診療所短期入所療養介護費（Ⅵ）<療養機能強化型B><多床室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
(二) 診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）／看護・介護<3：1>／a 診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）<従来型個室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
b 診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）<多床室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）／(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	×97/100										
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型個室的多床室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>											
要介護1											
要介護2											
要介護3											
要介護4											
要介護5											
(3) 特定診療所短期入所療養介護費／(一) 3時間以上4時間未満										1日につき ＋60単位	
(二) 4時間以上6時間未満											
(三) 6時間以上8時間未満											
(4) 口腔連携強化加算（1月につき 50単位を加算（6月に1回を限度））											
(5) 療養食加算（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））											
(6) 認知症専門ケア加算／(一) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算）／(二) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）											
(7) 特定診療費											
(8) 生産性向上推進体制加算／(一) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（1月につき 100単位を加算）／(二) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（1月につき 10単位を加算）											
(9) サービス提供体制強化加算／(一) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1日につき 22単位を加算）／(二) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 18単位を加算）／(三) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）											
(10) 介護職員等処遇改善加算／(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×51／1000）／(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×47／1000）／(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋所定単位×36／1000）／(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋所定単位×29／1000）／(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）／a 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)（1月につき ＋所定単位×46／1000）／b 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)（1月につき ＋所定単位×44／1000）／c 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)（1月につき ＋所定単位×42／1000）／d 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)（1月につき ＋所定単位×40／1000）／e 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)（1月につき ＋所定単位×39／1000）／f 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)（1月につき ＋所定単位×35／1000）／g 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)（1月につき ＋所定単位×35／1000）／h 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)（1月につき ＋所定単位×31／1000）／i 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)（1月につき ＋所定単位×31／1000）／j 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)（1月につき ＋所定単位×30／1000）／k 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)（1月につき ＋所定単位×24／1000）／l 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)（1月につき ＋所定単位×26／1000）／m 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)（1月につき ＋所定単位×20／1000）／n 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)（1月につき ＋所定単位×15／1000）											

注 所定単位は、9から60までにより算定した単位数の合計

：特定診療費、サービス提供体制強化加算（改定）介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定をしていない場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本単位						イ	ロ	ハ	ハ	ニ	ホ	ホ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ
						当分の間、次に掲げる場合を除き所定単位数に含まれるものとする。	療養室、機能訓練室、食堂及び浴室を共用する場合	療養室、機能訓練室、食堂及び浴室を共用しない場合	療養室、機能訓練室、食堂及び浴室を共用しない場合	夜勤を行わない場合	夜勤を行わない場合	夜勤を行わない場合	夜勤を行わない場合	夜勤を行わない場合	夜勤を行わない場合	夜勤を行わない場合	夜勤を行わない場合	夜勤を行わない場合	夜勤を行わない場合
1) 1型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(1) 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型>	① 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型>	療養室1	(	278	単位)	1日につき	×70／100	×70／100	×92／100	－1／100	－1／100	－1／100	1日につき－20単位	1日につき－20単位	1日につき＋50単位（医師が、当該利用者の医療及び看護の必要性を踏まえ、必要があると認めた場合に限る。） ＋10単位（当該利用者が、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による機能訓練を1日につき20分以上実施した場合に限る。） ＋10単位（当該利用者が、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による機能訓練を1日につき20分以上実施した場合に限る。） ＋10単位（当該利用者が、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による機能訓練を1日につき20分以上実施した場合に限る。）	1日につき＋30単位（1）の算定を除く。） ＋5単位（当該利用者が、指定居宅サービス等基準第117条第1項第1号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に限る。）	1日につき＋10単位	当分の間、次に掲げる場合を除き所定単位数に含まれるものとする。
			療養室2	(	951	単位)													
		② 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型>	療養室1	(	1,130	単位)													
			療養室2	(	1,240	単位)													
			療養室3	(	1,335	単位)													
			療養室4	(	1,445	単位)													
			療養室5	(	1,540	単位)													
	(2) 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型>	③ 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型>	療養室1	(	278	単位)													
			療養室2	(	951	単位)													
			療養室3	(	1,130	単位)													
			療養室4	(	1,240	単位)													
			療養室5	(	1,335	単位)													
			療養室6	(	1,445	単位)													
			療養室7	(	1,540	単位)													
		④ 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型>	療養室1	(	278	単位)													
			療養室2	(	951	単位)													
			療養室3	(	1,130	単位)													
			療養室4	(	1,240	単位)													
			療養室5	(	1,335	単位)													
			療養室6	(	1,445	単位)													
			療養室7	(	1,540	単位)													
	(3) 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）<ユニット型>	⑤ 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）<ユニット型>	療養室1	(	778	単位)													
			療養室2	(	828	単位)													
			療養室3	(	1,044	単位)													
			療養室4	(	1,135	単位)													
			療養室5	(	1,217	単位)													
		⑥ 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）<ユニット型>	療養室1	(	840	単位)													
			療養室2	(	940	単位)													
			療養室3	(	1,157	単位)													
			療養室4	(	1,248	単位)													
			療養室5	(	1,331	単位)													
	(4) 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅳ）<ユニット型>	⑦ 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅳ）<ユニット型>	療養室1	(	778	単位)													
			療養室2	(	828	単位)													
			療養室3	(	1,044	単位)													
			療養室4	(	1,135	単位)													
			療養室5	(	1,217	単位)													
		⑧ 1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅳ）<ユニット型>	療養室1	(	840	単位)													
			療養室2	(	940	単位)													
			療養室3	(	1,157	単位)													
			療養室4	(	1,248	単位)													
			療養室5	(	1,331	単位)													
2) 2型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(1) 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型>	① 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型>	療養室1	(	717	単位)	1日につき－20単位	×70／100	×70／100	×92／100	－1／100	－1／100	－1／100	1日につき－20単位	1日につき－20単位	1日につき＋50単位（医師が、当該利用者の医療及び看護の必要性を踏まえ、必要があると認めた場合に限る。） ＋10単位（当該利用者が、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による機能訓練を1日につき20分以上実施した場合に限る。） ＋10単位（当該利用者が、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による機能訓練を1日につき20分以上実施した場合に限る。）	1日につき＋30単位（1）の算定を除く。） ＋5単位（当該利用者が、指定居宅サービス等基準第117条第1項第1号ロに規定する厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に限る。）	1日につき＋10単位	当分の間、次に掲げる場合を除き所定単位数に含まれるものとする。
			療養室2	(	882	単位)													
		② 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型>	療養室1	(	1,015	単位)													
			療養室2	(	1,108	単位)													
			療養室3	(	1,186	単位)													
			療養室4	(	1,277	単位)													
			療養室5	(	1,350	単位)													
	(2) 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型>	③ 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型>	療養室1	(	717	単位)													
			療養室2	(	882	単位)													
			療養室3	(	1,015	単位)													
			療養室4	(	1,108	単位)													
			療養室5	(	1,186	単位)													
			療養室6	(	1,277	単位)													
			療養室7	(	1,350	単位)													
		④ 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型>	療養室1	(	717	単位)													
			療養室2	(	882	単位)													
			療養室3	(	1,015	単位)													
			療養室4	(	1,108	単位)													
			療養室5	(	1,186	単位)													
			療養室6	(	1,277	単位)													
			療養室7	(	1,350	単位)													
	(3) 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）<ユニット型>	⑤ 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）<ユニット型>	療養室1	(	717	単位)													
			療養室2	(	882	単位)													
			療養室3	(	1,015	単位)													
			療養室4	(	1,108	単位)													
			療養室5	(	1,186	単位)													
			療養室6	(	1,277	単位)													
			療養室7	(	1,350	単位)													
		⑥ 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅲ）<ユニット型>	療養室1	(	717	単位)													
			療養室2	(	882	単位)													
			療養室3	(	1,015	単位)													
			療養室4	(	1,108	単位)													
			療養室5	(	1,186	単位)													
			療養室6	(	1,277	単位)													
			療養室7	(	1,350	単位)													
	(4) 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅳ）<ユニット型>	⑦ 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅳ）<ユニット型>	療養室1	(	717	単位)													
			療養室2	(	882	単位)													
			療養室3	(	1,015	単位)													
			療養室4	(	1,108	単位)													
			療養室5	(	1,186	単位)													
			療養室6	(	1,277	単位)													
			療養室7	(	1,350	単位)													
		⑧ 2型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅳ）<ユニット型>	療養室1	(	717	単位)													
			療養室2	(	882	単位)													
			療養室3	(	1,015	単位)													
			療養室4	(	1,108	単位)													
			療養室5	(	1,186	単位)													
			療養室6	(	1,277	単位)													
			療養室7	(	1,350	単位)													
3) ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(1) ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型>	① ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型>	療養室1	(	511	単位)				×92／100									
			療養室2	(	1,023	単位)													
			療養室3	(	1,208	単位)													
			療養室4	(	1,321	単位)													
			療養室5	(	1,464	単位)													
		② 認知症ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅰ）<ユニット型>	療養室1	(	511	単位)													
			療養室2	(	1,023	単位)													
			療養室3	(	1,208	単位)													
			療養室4	(	1,321	単位)													
			療養室5	(	1,464	単位)													
	(2) ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型>	③ ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型>	療養室1	(	511	単位)			×90／100										
			療養室2	(	1,023	単位)													
			療養室3	(	1,208	単位)													
			療養室4	(	1,321	単位)													
			療養室5	(	1,464	単位)													
		④ 認知症ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費（Ⅱ）<ユニット型>	療養室1	(	511	単位)													
			療養室2	(	1,023	単位)													
			療養室3	(	1,208	単位)													
			療養室4	(	1,321	単位)													
			療養室5	(	1,464	単位)													
4) ユニット型2型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(1) ユニット型2型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型>		療養室1	(	510	単位)													
			療養室2	(	1,014	単位)													
			療養室3	(	1,201	単位)													
			療養室4	(	1,314	単位)													
			療養室5	(	1,457	単位)													
	(2) 認知症ユニット型2型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型>		療養室1	(	510	単位)													
			療養室2	(	1,014	単位)													
			療養室3	(	1,201	単位)													
			療養室4	(	1,314	単位)													
			療養室5	(	1,457	単位)													
5) ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	(1) ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型>	① ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型>	療養室1	(	498	単位)			×90／100										
			療養室2	(	1,000	単位)													
			療養室3	(	1,190	単位)													
			療養室4	(	1,298	単位)													
			療養室5	(	1,450	単位)													
		② 認知症ユニット型1型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型>	療養室1	(	498	単位)													
			療養室2	(	1,000	単位)													
			療養室3	(	1,190	単位)													
			療養室4	(	1,298	単位)													
			療養室5	(	1,450	単位)													
	(2) ユニット型2型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型>	③ ユニット型2型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型>	療養室1	(	498	単位)													
			療養室2	(	1,000	単位)													
			療養室3	(	1,190	単位)													
			療養室4	(	1,298	単位)													
			療養室5	(	1,450	単位)													
		④ 認知症ユニット型2型介護医療院短期入所療養介護費<ユニット型>	療養室1	(	498	単位)													
			療養室2	(	1,000	単位)													
			療養室3	(	1,190	単位)													
			療養室4	(	1,298	単位)													
			療養室5	(	1,450	単位)													
6) 介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）			(1) 療養室1	(	894	単位)													
			(2) 療養室2	(	948	単位)													
			(3) 療養室3	(	1,210	単位)													

(6) 口腔衛生管理加算	90日につき 110単位を加算 当日に限り算定
(7) 療養食加算	6日につき 6単位を加算 当日に限り算定
(8) 緊急短期療養費	(1) 緊急の場合 1日につき 90単位を加算 当日に限り算定
	(2) 緊急以外 1日につき 90単位を減算
(9) 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 1日につき 3単位を加算
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 1日につき 4単位を加算
(10) 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算（Ⅰ） 夜勤職員1人 1日につき 13単位を加算 夜勤職員2人以上 1日につき 18単位を加算
	(2) 看護職員配置加算（Ⅱ） 夜勤職員1人 1日につき 10単位を加算 夜勤職員2人以上 1日につき 15単位を加算
(11) 療養環境改善加算	1日につき 8単位を加算
(12) 特別療養費	(1) 特別室提供加算（Ⅰ） 1日につき 320単位を加算
	(2) 特別室提供加算（Ⅱ） 1日につき 200単位を加算
(13) 重度療養管理加算	1日につき 120単位を加算
(14) 医療機関連携加算	(1) 医療機関連携加算（Ⅰ） 1日につき 5単位を加算
	(2) 医療機関連携加算（Ⅱ） 1日につき 10単位を加算
(15) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき 22単位を加算
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1日につき 18単位を加算
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1日につき 6単位を加算
(16) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1日単位に、当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合、当該事業所における介護職員の勤続年数及び当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等に基づき、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に算定する。 （イ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）イ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ロ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ハ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ハ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ニ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ニ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ホ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ホ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ヘ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ヘ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ト）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ト 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （チ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）チ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （リ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）リ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ヌ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ヌ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ル）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ル 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ヲ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ヲ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ワ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ワ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （カ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）カ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ヨ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ヨ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （タ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）タ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （レ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）レ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ソ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ソ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ツ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ツ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ネ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ネ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ナ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ナ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ラ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ラ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ム）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ム 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ウ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ウ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ヰ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ヰ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ノ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ノ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （オ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）オ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ク）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ク 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ヤ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ヤ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （マ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）マ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ケ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ケ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （フ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）フ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （コ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）コ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （エ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）エ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （テ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）テ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ア）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ア 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （サ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）サ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （キ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）キ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ユ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ユ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （メ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）メ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ミ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ミ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （シ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）シ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ヒ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ヒ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （モ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）モ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （セ）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）セ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ス）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ス 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ン）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ン 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等）	注 当所の介護職員の総数、当該事業所における介護職員の勤続年数及び当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等は、当該加算算定月の前月の末日に確定している状況を届出すること。

(16) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （Ⅲ）に掲げる加算の算定を行っていない事業所	1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が7年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （イ）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が7年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ロ）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ロ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が7年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ハ）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）ハ 1日単位 ×（当所の介護職員の総数のうち介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における介護職員の勤続年数が7年以上の介護福祉士の割合 ＋ 当該事業所における職場環境等改善の取組に関する届出内容等） （ニ）介護職員処遇改

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	夜間人員配置基準未実施減算	夜間勤務等評価基礎数未満減算	夜間勤務等評価基礎数未満減算	口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算（Ⅰ）	口腔機能向上加算（Ⅱ）	栄養マネジメント加算（Ⅰ）	栄養マネジメント加算（Ⅱ）	栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	栄養スクリーニング加算（Ⅲ）	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	看護及びその他の定期的なサービスを定期に提供されない場合
イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1 （542 単位）	×70／100		－10／100	－1／100	－3／100	1日につき（36単位）	1日につき（22単位）	1月につき＋1000単位（1回に限り算定可）	1月につき＋250単位（ただし、口腔機能向上加算を算定していない場合は、1月につき＋10単位）	1日につき（12単位）	1日につき（20単位）	1月につき（50単位）	1月につき（60単位）	1日につき（18単位）	1日につき（5単位）	1日につき（120単位）	栄養士による定期的な栄養管理をしていない場合 1日につき－30単位
	要介護2 （609 単位）																	
	要介護3 （679 単位）																	
	要介護4 （744 単位）																	
	要介護5 （813 単位）																	
ロ 短期サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1日につき 84単位）		×70／100	×70／100	－1 100														
ハ 認知症型特定施設入居者生活介護費（1日につき）	要介護1 （542 単位）	×70／100													1日につき＋1 9単位	1日につき＋1 9単位	1日につき＋120単位	
	要介護2 （609 単位）																	
	要介護3 （679 単位）																	
	要介護4 （744 単位）																	
	要介護5 （813 単位）																	

注	注	注	注	注	注	注
口腔・栄養スクリーニング加算	科学的介護推進体制加算	感染症や災害への対応力を強化する取り組みが行われていない場合				
1回につき＋20単位（6月に1回限度）	1月につき（40単位）	1日につき－3単位				

ニ 選択的機能訓練加算（1日につき 50単位を加算）

ホ 選択的口腔機能向上加算（1回につき 250単位を加算）

ヘ 看取り介護加算（死亡日以前31日以上45日以下の期間に限る。）

(1)看取り介護加算（Ⅰ）	① 死亡日以前31日以上45日以下	1日につき 72単位を加算
	② 死亡日以前4日以上30日以下	1日につき 144単位を加算
	③ 死亡日以前2日又は3日	1日につき 680単位を加算
	④ 死亡日	1日につき 1,280単位を加算
(2)看取り介護加算（Ⅱ）	① 死亡日以前31日以上45日以下	1日につき 572単位を加算
	② 死亡日以前4日以上30日以下	1日につき 644単位を加算
	③ 死亡日以前2日又は3日	1日につき 1180単位を加算
	④ 死亡日	1日につき 1780単位を加算

ト 認知症専門ケア加算（1日につき 3単位を加算）

① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき 3単位を加算
② 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき 4単位を加算

チ 高齢者施設等感染対策向上加算（1月につき 10単位を加算）

① 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1月につき 10単位を加算
② 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1月につき 5単位を加算

リ 新興感染症等施設療養費（1月に1回、連続する5日を限度に 240単位を算定）

ヌ 生産性向上推進体制加算（1月につき 100単位を加算）

① 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき 100単位を加算
② 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1月につき 10単位を加算

ル サービス提供体制強化加算

① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき 22単位を加算
② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき 18単位を加算
③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき 6単位を加算

ヲ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅰ）	1月につき＋当該単位数×1.25／100	次に掲げる。（令和6年3月31日までに限り行うものとする）
(2) 介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅱ）	1月につき＋当該単位数×1.22／100	
(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅲ）	1月につき＋当該単位数×1.18／100	
(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅳ）	1月につき＋当該単位数×1.14／100	
(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき＋当該単位数×1.39／100	
	1月につき＋当該単位数×1.37／100	
	1月につき＋当該単位数×1.35／100	
	1月につき＋当該単位数×1.33／100	
	1月につき＋当該単位数×1.31／100	
	1月につき＋当該単位数×1.29／100	
	1月につき＋当該単位数×1.27／100	
	1月につき＋当該単位数×1.25／100	
	1月につき＋当該単位数×1.23／100	
	1月につき＋当該単位数×1.21／100	
	1月につき＋当該単位数×1.19／100	
	1月につき＋当該単位数×1.17／100	
	1月につき＋当該単位数×1.15／100	
	1月につき＋当該単位数×1.13／100	
	1月につき＋当該単位数×1.11／100	
	1月につき＋当該単位数×1.09／100	
	1月につき＋当該単位数×1.07／100	
	1月につき＋当該単位数×1.05／100	
	1月につき＋当該単位数×1.03／100	
	1月につき＋当該単位数×1.01／100	
	1月につき＋当該単位数×1.00／100	

※ 処遇加算 （Ⅰ） 16,555単位
（Ⅱ） 13,262単位
（Ⅲ） 9,490単位
（Ⅳ） 7,734単位
（Ⅴ） 24,253単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。
※ 栄養マネジメント加算については、経過措置期間が終了したため、令和7年4月1日から適用する。
※ 栄養スクリーニング加算については、栄養ケアの実施状況を踏まえ、令和7年4月1日から適用する。
※ 生産性向上推進体制加算については、令和6年6月1日から適用する。
※ 介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅴ）は、令和7年3月31日までの時限措置。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注	注	注
		福祉用具専門相談員配置未減算	管理者の兼務未減算	特殊寝台離床センサー加算Ⅰ	特殊寝台離床センサー加算Ⅱ	特殊寝台離床センサーを活用した夜間の見守り強化
福祉用具貸与費（厚生労働大臣が定める福祉用具を除く。）（厚生労働大臣が定める特殊寝台に係るものに限る。）	手すり	－1／100	－1／100	当該加算に係る利用者数が、当該月の当該事業所における利用者の総数に占める割合が15％以上である場合 当該月の当該加算に係る利用者数の100／100相当分	当該加算に係る利用者数が、当該月の当該事業所における利用者の総数に占める割合が30％以上である場合 当該月の当該加算に係る利用者数の100／200相当分	当該加算に係る利用者数が、当該月の当該事業所における利用者の総数に占める割合が50％以上である場合 当該月の当該加算に係る利用者数のうち100／300相当
	手動車いす					
	自動車いす					
	特殊寝台付属品					
	床ずれ防止用具					
	体位変換器					
	手すり					
	スロープ					
	杖（杖）					
	歩行器（歩行補助つえ）					
	認知症老人徘徊感知機器					
	移動用リフト					
	自動排泄処理装置					

：　取扱地域等（福祉用具貸与事業所、中山間地域等における小規模事業所加算、及び中山間地域等における者へのサービス提供加算）は、実施指定届出書の対象外の指定項目

※ 貸与種目については、重いす、置いす付属品、特殊寝台付属品、床すれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを指定しない。
（自治体独自単価設定については貸与種目については指定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める品目に該当する者を除く。）
※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については令和6年4月1日から適用する。
※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費（1月につき）	(1)居宅介護支援費（ⅰ）	(ｲ) 居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2　（ 1,086単位）	－1／100	－1／100	×95／100	運営基準減算の場合）×50／100 運営基準減算が2月以上継続している場合）算定しない	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき－200単位
			要介護3・4・5　（ 1,411単位）								
		(ﾛ) 居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2　（ 544単位）								
			要介護3・4・5　（ 704単位）								
		(ﾊ) 居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2　（ 326単位）								
			要介護3・4・5　（ 422単位）								
	(2)居宅介護支援費（ⅱ）	(ｲ) 居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2　（ 1,086単位）					＋15／100	＋10／100		
			要介護3・4・5　（ 1,411単位）								
		(ﾛ) 居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2　（ 527単位）								
			要介護3・4・5　（ 683単位）								
		(ﾊ) 居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2　（ 316単位）								
			要介護3・4・5　（ 410単位）								

ロ 初回加算		(1月につき ＋300単位)
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算（Ⅰ）	(1月につき ＋519単位)
	(2) 特定事業所加算（Ⅱ）	(1月につき ＋421単位)
	(3) 特定事業所加算（Ⅲ）	(1月につき ＋323単位)
	(4) 特定事業所加算（Ⅳ）	(1月につき ＋114単位)
ニ 特定事業所医療介護連携加算		(1月につき ＋125単位)
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算（Ⅰ）	(1月につき ＋250単位)
	(2) 入院時情報連携加算（Ⅱ）	(1月につき ＋200単位)
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算（Ⅰ）イ	(＋450単位)
	(2) 退院・退所加算（Ⅰ）ロ	(＋600単位)
	(3) 退院・退所加算（Ⅱ）イ	(＋600単位)
	(4) 退院・退所加算（Ⅱ）ロ	(＋750単位)
	(5) 退院・退所加算（Ⅲ）	(＋900単位)
ト 通院時情報連携加算		(1月につき ＋50単位)
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算		(1月に2回を限度に ＋200単位)
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	(＋400単位)

※居宅介護支援費（Ⅰ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については（ⅱ）を、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する。
※居宅介護支援費（Ⅱ）については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システム及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については（ⅱ）を、60件以上の部分については（ⅲ）を算定する。
※　業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分					注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	注 人員配置欠如による減算	注 介護職員等の配置状況が基準を満たさない場合	注 療養食加算	注 栄養管理体制加算	注 看取り介護加算（Ⅰ）	注 看取り介護加算（Ⅱ）	注 夜間勤務等看護加算（Ⅰ）イ	注 夜間勤務等看護加算（Ⅰ）ロ	注 夜間勤務等看護加算（Ⅱ）イ	注 夜間勤務等看護加算（Ⅱ）ロ	注 ユニットケア加算	注 日常生活継続支援加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ	注 夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	注 夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ	注 日常生活継続支援加算（Ⅰ）	注 日常生活継続支援加算（Ⅱ）	注 初期加算（Ⅰ）	注 初期加算（Ⅱ）	注 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	注 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	注 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	注 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	注 精神科医療養病床入院料算定者加算	注 医師配置加算（Ⅰ）	注 医師配置加算（Ⅱ）	注 栄養士配置加算（Ⅰ）	注 栄養士配置加算（Ⅱ）
イ 介護福祉施設サービス費（日につき）	① 介護福祉施設サービス費	(ｲ) 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	389単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	−10／100	1日につき −88単位	−7／100	−3／100	1日につき −4単位	1日につき ＋36単位	1日につき ＋46単位	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき	1日につき 入所定員30人以上50人以下22単位 入所定員51人以上定員以下18単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下28単位 入所定員51人以上定員以下23単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下27単位 入所定員51人以上定員以下18単位	1日につき 入所定員30人以上50人以下33単位 入所定員51人以上定員以下21単位	1日につき ＋9単位	1月につき ＋100単位（ただし単位数が計算値に満たない場合は、1月につき＋100単位）	1日につき ＋12単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋20単位	1月につき ＋30単位	1月につき ＋60単位	1日につき ＋120単位	1日につき ＋2単位	1日につき ＋5単位	1日につき ＋2単位	1日につき ＋4単位
		要介護2	659単位																																
		要介護3	732単位																																
		要介護4	802単位																																
		要介護5	871単位																																
		(ﾛ) 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<多床室>	要介護1	389単位																															
		要介護2	659単位																																
		要介護3	732単位																																
		要介護4	802単位																																
		要介護5	871単位																																
	② 短期の小規模介護福祉施設サービス費	(ｲ) 短期的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1	654単位																															
		要介護2	762単位																																
		要介護3	835単位																																
		要介護4	903単位																																
		要介護5	968単位																																
		(ﾛ) 短期的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<多床室>	要介護1	654単位																															
		要介護2	762単位																																
		要介護3	835単位																																
		要介護4	903単位																																
		要介護5	968単位																																
ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（日につき）	① ユニット型介護福祉施設サービス費	(ｲ) ユニット型介護福祉施設サービス費<ユニット型個室>	要介護1	671単位																															
		要介護2	740単位																																
		要介護3	815単位																																
		要介護4	886単位																																
		要介護5	955単位																																
		(ﾛ) 短期的ユニット型介護福祉施設サービス費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	671単位																															
		要介護2	740単位																																
		要介護3	815単位																																
		要介護4	886単位																																
		要介護5	955単位																																
	② 短期的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	(ｲ) 短期的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	708単位																															
		要介護2	836単位																																
		要介護3	910単位																																
		要介護4	977単位																																
		要介護5	1,045単位																																
		(ﾛ) 短期的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<ユニット型個室的多床室>	要介護1	708単位																															
		要介護2	836単位																																
		要介護3	910単位																																
		要介護4	977単位																																
		要介護5	1,045単位																																

注 外泊時費用	入所者が病院又は診療所への入院をした場合及び入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
注 外泊時在宅サービス利用費用	入所者に対して居室における外泊を認め、当該入所者が介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを利用した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定
ハ 初期加算	0日につき 30単位を加算
ニ 認知症専門ケア加算	注
	0月につき 従来の限度として 7単位を加算
ホ 日常生活継続支援加算	注
	0名所者1人につき従来の限度として 200単位を加算
ヘ 短期生活継続支援加算	① 短期生活継続支援加算
	0入所申し受け 受け2月 を限度に、46単位を算定
	② 短期生活継続支援加算
	短期後1月を限度に、46単位を算定
	③ 短期生活継続支援加算
	0入所者1人につき1回を限度として、400単位を算定
	④ 短期生活継続支援加算
	0入所者1人につき1回を限度として、500単位を算定
	⑤ 短期生活継続支援加算
	0入所者1人につき1回を限度として、250単位を算定
ト 協力医療機関連携加算	① 協力医療機関連携加算（Ⅰ）
	0月につき 50単位を加算
	② 上記以外の協力医療機関を連携している場合
	0月につき 5単位を加算
チ 栄養マネジメント強化加算	注
	0日につき 11単位を加算
リ 経口移行加算	注
	4日につき 28単位を加算
ヌ 経口維持加算	① 経口維持加算（Ⅰ）
	4月につき 400単位を加算
	② 経口維持加算（Ⅱ）
	4月につき 100単位を加算
ル 口腔衛生管理加算	① 口腔衛生管理加算（Ⅰ）
	4月につき 90単位を加算
	② 口腔衛生管理加算（Ⅱ）
	4月につき 110単位を加算
ヲ 療養食加算	
	0回につき 6単位を加算（1日に3回を限度）
ワ 特別管理加算	
	0月につき 594単位を加算
カ 配置医師緊急時対応加算	① 早朝・夜間の場合
	0回につき 325単位を加算
	② 深夜の場合
	0回につき 1,300単位を加算
ヨ 看取り介護加算	① 看取り介護加算（Ⅰ）
	⑦ 死亡日以前31日以上45日以下
	0日につき 72単位を加算
	⑧ 死亡日以前4日以上30日以下
	0日につき 144単位を加算
	⑨ 死亡日以前2日又は3日
	0日につき 680単位を加算
	⑩ 死亡日
	0日につき 1280単位を加算
	② 看取り介護加算（Ⅱ）
	⑦ 死亡日以前31日以上45日以下
	0日につき 72単位を加算
	⑧ 死亡日以前4日以上30日以下
	0日につき 144単位を加算
	⑨ 死亡日以前2日又は3日
	0日につき 780単位を加算
	⑩ 死亡日
	0日につき 1580単位を加算
タ 在宅復帰支援機能加算	
	4日につき 10単位を加算
レ 在宅入所相互利用加算	
	4日につき 40単位を加算
ソ 認知症専門ケア加算	① 認知症専門ケア加算（Ⅰ）
	0日につき 3単位を加算
	② 認知症専門ケア加算（Ⅱ）
	0日につき 4単位を加算
ツ 認知症チームケア推進加算	① 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）
	0月につき 150単位を加算
	② 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）
	0月につき 120単位を加算
ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	
	入所後7日に限り 1日につき200単位を加算
ナ 褥瘡マネジメント強化	① 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）
	0月につき 3単位を加算
	② 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）
	6月につき 13単位を加算
ラ 排せつ支援加算	① 排せつ支援加算（Ⅰ）
	0月につき 10単位を加算
	② 排せつ支援加算（Ⅱ）
	0月につき 15単位を加算
	③ 排せつ支援加算（Ⅲ）
	0月につき 20単位を加算
ム 自立支援促進加算	
	4月につき 280単位を加算
ウ 科学的介護推進体制加算	① 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
	0月につき 40単位を加算
	② 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）
	0月につき 50単位を加算
ゐ 安全対策体制加算	
	入所者1人につき1回を限度として 20単位を算定
ノ 高齢者施設等感染対策向上加算	① 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
	0月につき 10単位を加算
	② 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
	0月につき 5単位を加算
オ 新興感染症等施設療養費	
	0月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定
ク 生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
	0月につき 100単位を加算
	② 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
	0月につき 10単位を加算
や サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
	0日につき 22単位を加算
	② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
	0日につき 18単位を加算
	③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
	0日につき 6単位を加算
マ 介護職員等処遇改善加算	① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
	4月につき ＋施設基準単位×1000／1000
	② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
	4月につき ＋施設基準単位×136／1000
	③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
	4月につき ＋施設基準単位×113／1000
	④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
	4月につき ＋所定単位×90／1000
	⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）イ
	ｲ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ｲ)
	4月につき ＋施設基準単位×104／1000
	ｲ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ﾛ)
	4月につき ＋施設基準単位×117／1000
	ｲ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ﾊ)
	4月につき ＋施設基準単位×130／1000
	ﾛ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ｲ)
	4月につき ＋施設基準単位×113／1000
	ﾛ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ﾛ)
	4月につき ＋施設基準単位×101／1000
	ﾛ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ﾊ)
	4月につき ＋所定単位×97／1000
	ﾊ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ｲ)
	4月につき ＋所定単位×90／1000
	ﾊ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ﾛ)
	4月につき ＋所定単位×87／1000
	ﾊ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ﾊ)
	4月につき ＋所定単位×66／1000
	ﾆ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ｲ)
	4月につき ＋所定単位×74／1000
	ﾆ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ﾛ)
	4月につき ＋所定単位×74／1000
	ﾆ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ﾊ)
	4月につき ＋所定単位×71／1000
	ﾎ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ｲ)又
	4月につき ＋所定単位×65／1000
	ﾎ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(ﾛ)又
	4月につき ＋所定単位×42／1000
ケ 介護職員等特遇改善加算	注
	所定単位は、ｸﾞﾙｰﾌﾟ全体で算出した賃金の総額の合計

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症や自然災害の発生時に、利用者に対する適切な介護サービスの提供を確保する観点から、令和7年3月31日までの間、適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 介護保健施設サービス

基本部分				
イ 介護保健施設サービス費（1日につき）	⑴ 介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) 介護保健施設サービス費（ⅰ）<従来型個室>【基本型】	要介護1	（ 717 単位）
			要介護2	（ 763 単位）
			要介護3	（ 828 単位）
			要介護4	（ 883 単位）
			要介護5	（ 932 単位）
		(二) 介護保健施設サービス費（ⅱ）<従来型個室>【在宅強化型】	要介護1	（ 788 単位）
			要介護2	（ 863 単位）
			要介護3	（ 928 単位）
			要介護4	（ 985 単位）
			要介護5	（ 1,040 単位）
		(三) 介護保健施設サービス費（ⅲ）<多床室>【基本型】	要介護1	（ 793 単位）
			要介護2	（ 843 単位）
			要介護3	（ 908 単位）
			要介護4	（ 961 単位）
			要介護5	（ 1,012 単位）
		(四) 介護保健施設サービス費（ⅳ）<多床室>【在宅強化型】	要介護1	（ 871 単位）
			要介護2	（ 947 単位）
			要介護3	（ 1,014 単位）
			要介護4	（ 1,072 単位）
			要介護5	（ 1,125 単位）
	⑵ 介護保健施設サービス費（Ⅱ）<療養型老健：看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費（ⅰ）<従来型個室>【療養型】	要介護1	（ 758 単位）
			要介護2	（ 843 単位）
			要介護3	（ 960 単位）
			要介護4	（ 1,041 単位）
			要介護5	（ 1,117 単位）
		(二) 介護保健施設サービス費（ⅱ）<多床室>【療養型】	要介護1	（ 839 単位）
			要介護2	（ 924 単位）
			要介護3	（ 1,044 単位）
			要介護4	（ 1,121 単位）
			要介護5	（ 1,197 単位）
	⑶ 介護保健施設サービス費（Ⅲ）<療養型老健：看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費（ⅰ）<従来型個室>【療養型】	要介護1	（ 758 単位）
			要介護2	（ 837 単位）
			要介護3	（ 933 単位）
			要介護4	（ 1,013 単位）
			要介護5	（ 1,089 単位）
		(二) 介護保健施設サービス費（ⅱ）<多床室>【療養型】	要介護1	（ 839 単位）
			要介護2	（ 918 単位）
			要介護3	（ 1,016 単位）
			要介護4	（ 1,092 単位）
			要介護5	（ 1,170 単位）
	⑷ 介護保健施設サービス費（Ⅳ）<特別介護保健施設サービス費>	(一) 介護保健施設サービス費（ⅰ）<従来型個室>	要介護1	（ 703 単位）
			要介護2	（ 748 単位）
			要介護3	（ 812 単位）
			要介護4	（ 865 単位）
			要介護5	（ 913 単位）
		(二) 介護保健施設サービス費（ⅱ）<多床室>	要介護1	（ 777 単位）
			要介護2	（ 826 単位）
			要介護3	（ 889 単位）
			要介護4	（ 941 単位）
			要介護5	（ 991 単位）
ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	⑴ ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(一) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>【基本型】	要介護1	（ 802 単位）
			要介護2	（ 848 単位）
			要介護3	（ 913 単位）
			要介護4	（ 968 単位）
			要介護5	（ 1,018 単位）
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）<ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1	（ 876 単位）
			要介護2	（ 952 単位）
			要介護3	（ 1,018 単位）
			要介護4	（ 1,077 単位）
			要介護5	（ 1,130 単位）
		(三) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室的多床室>【基本型】	要介護1	（ 802 単位）
			要介護2	（ 848 単位）
			要介護3	（ 913 単位）
			要介護4	（ 968 単位）
			要介護5	（ 1,018 単位）
		(四) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）<ユニット型個室的多床室>【在宅強化型】	要介護1	（ 876 単位）
			要介護2	（ 952 単位）
			要介護3	（ 1,018 単位）
			要介護4	（ 1,077 単位）
			要介護5	（ 1,130 単位）
	⑵ ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）<療養型老健：看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1	（ 928 単位）
			要介護2	（ 1,014 単位）
			要介護3	（ 1,130 単位）
			要介護4	（ 1,209 単位）
			要介護5	（ 1,287 単位）
		(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要介護1	（ 928 単位）
			要介護2	（ 1,014 単位）
			要介護3	（ 1,130 単位）
			要介護4	（ 1,209 単位）
			要介護5	（ 1,287 単位）
	⑶ ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ）<療養型老健：看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>【療養型】	要介護1	（ 928 単位）
			要介護2	（ 1,007 単位）
			要介護3	（ 1,104 単位）
			要介護4	（ 1,181 単位）
			要介護5	（ 1,259 単位）
		(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室的多床室>【療養型】	要介護1	（ 928 単位）
			要介護2	（ 1,007 単位）
			要介護3	（ 1,104 単位）
			要介護4	（ 1,181 単位）
			要介護5	（ 1,259 単位）
	⑷ ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）<ユニット型特別介護保健施設サービス費>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室>	要介護1	（ 784 単位）
			要介護2	（ 832 単位）
			要介護3	（ 894 単位）
			要介護4	（ 948 単位）
			要介護5	（ 997 単位）
		(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費<ユニット型個室的多床室>	要介護1	（ 784 単位）
			要介護2	（ 832 単位）
			要介護3	（ 894 単位）
			要介護4	（ 948 単位）
			要介護5	（ 997 単位）

基本部分	注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合 又は	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	注 夜勤職員配置加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	注 認知症ケア加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）
イ⑴(一)	×97/100	×70/100	×70/100		−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +51単位	
イ⑴(二)	×97/100	×70/100	×70/100		−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）	1日につき +76単位	1日につき +120単位		1日につき +51単位
イ⑴(三)	×97/100	×70/100	×70/100		−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +51単位	
イ⑴(四)	×97/100	×70/100	×70/100		−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）	1日につき +76単位	1日につき +120単位		1日につき +51単位
イ⑵(一)・(二)	×97/100	×70/100	×70/100		−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）	1日につき +76単位	1日につき +120単位		
イ⑶(一)・(二)	×97/100	×70/100	×70/100		−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）	1日につき +76単位	1日につき +120単位		
イ⑷(一)・(二)	×97/100	×70/100	×70/100		−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位					1日につき +76単位	1日につき +120単位		
ロ⑴(一)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）		1日につき +120単位	1日につき +51単位	
ロ⑴(二)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）		1日につき +120単位		1日につき +51単位
ロ⑴(三)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）		1日につき +120単位	1日につき +51単位	
ロ⑴(四)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）		1日につき +120単位		1日につき +51単位
ロ⑵(一)・(二)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）		1日につき +120単位		
ロ⑶(一)・(二)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位	1日につき +258単位	1日につき +200単位	1日につき +240単位（週3日を限度）	1日につき +120単位（週3日を限度）		1日につき +120単位		
ロ⑷(一)・(二)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	−10/100	1日につき −5単位	−1/100	−3/100	1日につき −14単位	1日につき +24単位						1日につき +120単位		

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定

注 ターミナルケア加算	⑴ 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合	（1日につき 72単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 80単位を加算）
	⑵ 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合	（1日につき 160単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 160単位を加算）
	⑶ 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合	（1日につき 910単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 850単位を加算）
	⑷ 死亡日	療養型老健以外の場合	（1日につき 1,900単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき 1,700単位を加算）

イ 管理体制費			
ロ 医療体制確保特別加算	イ 医療体制確保特別加算（Ⅰ）	0日につき 27単位を加算	
	ロ 医療体制確保特別加算（Ⅱ）	0日につき 57単位を加算	
ハ 初期加算	(1) 初期加算（Ⅰ）	1日につき 60単位を加算	
	(2) 初期加算（Ⅱ）	1日につき 30単位を加算	
ニ 退所時栄養情報連携加算（※2）	0月につき 10単位を限度として70単位を加算		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所時栄養連携加算（※2）	入所者1人につき1回を限度として200単位を加算		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（※2）	在宅強化型以外の場合	0回につき 450単位を加算	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して面接を実施した上で、当該サービス計画の策定及び居宅サービス計画の作成を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	0回につき 450単位を加算	
ヘ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）（※2）	在宅強化型以外の場合	0回につき 480単位を加算	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して面接を実施した上で、当該サービス計画の策定及び居宅サービス計画の作成を行ったに加え、生活機能の改善に関する目標を含む入所日から退所後6月以内に訪問指導を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	0回につき 480単位を加算	
ト 退所時等支援加算（※2）	(1) 退所時等支援加算	(ア) 退所前退所相談援助加算	注 入所期間が1月を超える入所者が退所に対する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		500単位	
		(イ) 退所時情報提供加算（Ⅰ） 退所時情報提供加算（Ⅱ）	注 医療等に退所した場合に、入所者の主治医等に対して、当該入所者の退院後の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
		500単位	
		退所時情報提供加算（Ⅰ） 250単位	注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合
		(ウ) 入院時の退院加算（Ⅰ） 600単位	注 居宅介護支援事業者に入退所前から連携し、情報提供サービスを調整を行った場合
		(エ) 入院時の退院加算（Ⅱ） 400単位	
	(2) 協働看護師派遣加算	入所者1人につき1日を限度として300単位を算定	
チ 協力医療機関連携加算	(1) 初期・連携型又は特別型協力医療機関として、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合	0月につき 50単位を加算	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合	0月につき 5単位を加算	
リ 栄養マネジメント強化加算	0月につき 11単位を加算		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 経口移行加算（※2）	1日につき 28単位を加算		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 経口維持加算（※2）	(1) 経口維持加算（Ⅰ）	1月につき 400単位を加算	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口維持加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算（Ⅱ）	1月につき 100単位を加算	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合は、算定しない。
ヲ 口腔衛生管理加算（※2）	(1) 口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき 90単位を加算	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(2) 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月につき 110単位を加算	
ワ 療養食加算	1回につき 6単位を加算（1日に3回を限度）		
カ 在宅復帰支援機能加算	療養型老健に限り1日につき 10単位を加算		
ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算（※2）	(1) かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	
		入所者1人につき1回を限度として140単位を加算	
		かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	
		入所者1人につき1回を限度として70単位を加算	
	(2) かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	入所者1人につき1回を限度として240単位を加算	
	(3) かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	入所者1人につき1回を限度として100単位を加算	
タ 緊急時治療管理	(1) 緊急時治療管理	緊急等要件以外の場合	
		4月に通算15日を限度に1日につき519単位を算定	
		緊急等要件の場合	
		4月に通算15日を限度に1日につき519単位を算定	
	(2) 特定治療		
レ 所定疾患施設療養費（※2）	(1) 所定疾患施設療養費（Ⅰ）	4月に通算3日を限度に1日につき239単位を算定	
	(2) 所定疾患施設療養費（Ⅱ）	4月に通算3日を限度に1日につき480単位を算定	
ソ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき 3単位を加算	
	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき 4単位を加算	
ツ 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月につき 150単位を加算	
	(2) 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月につき 120単位を加算	
ネ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	医療型療養病床の場合	0.医療7日に限り 1日につき200単位を加算	
	医療型療養の場合	0.医療7日に限り 1日につき200単位を加算	
ナ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（※2）	(1) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	0月につき 53単位を加算	
	(2) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	0月につき 83単位を加算	
ラ 褥瘡マネジメント加算（※2）（イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定）	(1) 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	0月につき 3単位を加算	
	(2) 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	0月につき 13単位を加算	
ム 排せつ支援加算（※2）	(1) 排せつ支援加算（Ⅰ）	0月につき 10単位を加算	
	(2) 排せつ支援加算（Ⅱ）	0月につき 15単位を加算	
	(3) 排せつ支援加算（Ⅲ）	0月につき 20単位を加算	
ウ 自立支援促進加算（※2）	0月につき 300単位を加算		
ゐ 科学的介護推進体制加算（※2）	(1) 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	0月につき 40単位を加算	
	(2) 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	0月につき 60単位を加算	
ノ 安全対策体制加算（※2）	入所者1人につき1回を限度として20単位を算定		
オ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	0月につき 10単位を加算	
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	0月につき 5単位を加算	
ク 新興感染症等施設療養費	0月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定		
ヤ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	0月につき 100単位を加算	
	(2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	0月につき 10単位を加算	
マ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	0月につき 22単位を加算	
	(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	0月につき 18単位を加算	
	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	0月につき 6単位を加算	
ケ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ×単位数×25／1000	注 所定単位は、次のア又はイに掲げる単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ×単位数×7／1000	
	(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1月につき ×単位数×5／1000	
	(4) 介護職員等特別処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき ×単位数×14／1000	
	(5) 介護職員等特別処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき ×単位数×12／1000	
	(6) 介護職員等ベースアップ等支援加算	(ア) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）イ	1月につき ×単位数×61／1000
		(イ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	1月につき ×単位数×61／1000
		(ウ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ハ	1月につき ×単位数×61／1000
		(エ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ニ	1月につき ×単位数×37／1000
		(オ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ホ	1月につき ×単位数×53／1000
		(カ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ヘ	1月につき ×単位数×52／1000
		(キ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ト	1月につき ×単位数×45／1000
		(ク) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）チ	1月につき ×単位数×45／1000
		(ケ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）リ	1月につき ×単位数×34／1000
		(コ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ヌ	1月につき ×単位数×29／1000
		(サ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ル	1月につき ×単位数×26／1000
		(シ) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ヲ	1月につき ×単位数×21／1000
		(ス) 介護福祉士等処遇改善加算（Ⅰ）ワ	1月につき ×単位数×23／1000

※ ITでITによる入退所調整を適用※3場合には、加算申り・ピケーション受加算、認知症加算申り・ピケーション受加算を適用しない。
※ イ(4)又はロ(4)を適用する場合には、※2を適用しない。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及び まん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ 介護職員等ベースアップ等支援加算（※1）については、令和7年3月31日まで適用可能。

4 介護医療院サービス

基本部分				注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
イ Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅰ）	㈠ Ⅰ型介護医療院サービス費（i）＜従来型個室＞	要介護1 （ 721 単位）		
			要介護2 （ 832 単位）		
			要介護3 （ 1,070 単位）		
			要介護4 （ 1,172 単位）		
			要介護5 （ 1,263 単位）		
		㈡ Ⅰ型介護医療院サービス費（ii）＜多床室＞	要介護1 （ 833 単位）		
			要介護2 （ 943 単位）		
			要介護3 （ 1,182 単位）		
			要介護4 （ 1,283 単位）		
			要介護5 （ 1,375 単位）		
	(2) Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅱ）	㈠ Ⅰ型介護医療院サービス費（i）＜従来型個室＞	要介護1 （ 711 単位）		
			要介護2 （ 820 単位）		
			要介護3 （ 1,055 単位）		
			要介護4 （ 1,155 単位）		
			要介護5 （ 1,245 単位）		
		㈡ Ⅰ型介護医療院サービス費（ii）＜多床室＞	要介護1 （ 821 単位）		
			要介護2 （ 930 単位）		
			要介護3 （ 1,165 単位）		
			要介護4 （ 1,264 単位）		
			要介護5 （ 1,355 単位）		
	(3) Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅲ）	㈠ Ⅰ型介護医療院サービス費（i）＜従来型個室＞	要介護1 （ 694 単位）	×90／100	
			要介護2 （ 804 単位）		
			要介護3 （ 1,039 単位）		
			要介護4 （ 1,138 単位）		
			要介護5 （ 1,228 単位）		
		㈡ Ⅰ型介護医療院サービス費（ii）＜多床室＞	要介護1 （ 805 単位）		
			要介護2 （ 914 単位）		
			要介護3 （ 1,148 単位）		
			要介護4 （ 1,248 単位）		
			要介護5 （ 1,338 単位）		
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅱ型介護医療院サービス費（Ⅰ）	㈠ Ⅱ型介護医療院サービス費（i）＜従来型個室＞	要介護1 （ 675 単位）		
			要介護2 （ 771 単位）		
			要介護3 （ 981 単位）		
			要介護4 （ 1,069 単位）		
			要介護5 （ 1,149 単位）		
		㈡ Ⅱ型介護医療院サービス費（ii）＜多床室＞	要介護1 （ 786 単位）		
			要介護2 （ 883 単位）		
			要介護3 （ 1,092 単位）		
			要介護4 （ 1,181 単位）		
			要介護5 （ 1,261 単位）		
	(2) Ⅱ型介護医療院サービス費（Ⅱ）	㈠ Ⅱ型介護医療院サービス費（i）＜従来型個室＞	要介護1 （ 659 単位）		
			要介護2 （ 755 単位）		
			要介護3 （ 963 単位）		
			要介護4 （ 1,053 単位）		
			要介護5 （ 1,133 単位）		
		㈡ Ⅱ型介護医療院サービス費（ii）＜多床室＞	要介護1 （ 770 単位）		
			要介護2 （ 867 単位）		
			要介護3 （ 1,075 単位）		
			要介護4 （ 1,165 単位）		
			要介護5 （ 1,245 単位）		
	(3) Ⅱ型介護医療院サービス費（Ⅲ）	㈠ Ⅱ型介護医療院サービス費（i）＜従来型個室＞	要介護1 （ 648 単位）		
			要介護2 （ 743 単位）		
			要介護3 （ 952 単位）		
			要介護4 （ 1,042 単位）		
			要介護5 （ 1,121 単位）		
		㈡ Ⅱ型介護医療院サービス費（ii）＜多床室＞	要介護1 （ 759 単位）		
			要介護2 （ 855 単位）		
			要介護3 （ 1,064 単位）		
			要介護4 （ 1,154 単位）		
			要介護5 （ 1,234 単位）		
ハ 特別介護医療院サービス費（1日につき）	(1) Ⅰ型特別介護医療院サービス費	㈠ Ⅰ型特別介護医療院サービス費（i）＜従来型個室＞	要介護1 （ 661 単位）	×90／100	
			要介護2 （ 763 単位）		
			要介護3 （ 988 単位）		
			要介護4 （ 1,081 単位）		
			要介護5 （ 1,168 単位）		
		㈡ Ⅰ型特別介護医療院サービス費（ii）＜多床室＞	要介護1 （ 764 単位）		
			要介護2 （ 869 単位）		
			要介護3 （ 1,091 単位）		
			要介護4 （ 1,186 単位）		
			要介護5 （ 1,271 単位）		
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	㈠ Ⅱ型特別介護医療院サービス費（i）＜従来型個室＞	要介護1 （ 614 単位）		
			要介護2 （ 707 単位）		
			要介護3 （ 905 単位）		
			要介護4 （ 991 単位）		
			要介護5 （ 1,066 単位）		
		㈡ Ⅱ型特別介護医療院サービス費（ii）＜多床室＞	要介護1 （ 721 単位）		
			要介護2 （ 814 単位）		
			要介護3 （ 1,012 単位）		
			要介護4 （ 1,096 単位）		
			要介護5 （ 1,172 単位）		
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅰ）	㈠ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1 （ 850 単位）		×97／100
			要介護2 （ 960 単位）		
			要介護3 （ 1,199 単位）		
			要介護4 （ 1,300 単位）		
			要介護5 （ 1,392 単位）		
		㈡ 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 （ 850 単位）		
			要介護2 （ 960 単位）		
			要介護3 （ 1,199 単位）		
			要介護4 （ 1,300 単位）		
			要介護5 （ 1,392 単位）		
	(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費（Ⅱ）	㈠ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1 （ 840 単位）	×90／100	
			要介護2 （ 948 単位）		
			要介護3 （ 1,184 単位）		
			要介護4 （ 1,283 単位）		
			要介護5 （ 1,374 単位）		
		㈡ 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 （ 840 単位）		
			要介護2 （ 948 単位）		
			要介護3 （ 1,184 単位）		
			要介護4 （ 1,283 単位）		
			要介護5 （ 1,374 単位）		
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞		要介護1 （ 849 単位）		
			要介護2 （ 951 単位）		
			要介護3 （ 1,173 単位）		
			要介護4 （ 1,267 単位）		
			要介護5 （ 1,353 単位）		
	(2) 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞		要介護1 （ 849 単位）		
			要介護2 （ 951 単位）		
			要介護3 （ 1,173 単位）		
			要介護4 （ 1,267 単位）		
			要介護5 （ 1,353 単位）		
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費（1日につき）	(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	㈠ ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1 （ 798 単位）	×90／100	
			要介護2 （ 901 単位）		
			要介護3 （ 1,126 単位）		
			要介護4 （ 1,220 単位）		
			要介護5 （ 1,304 単位）		
		㈡ 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 （ 798 単位）		
			要介護2 （ 901 単位）		
			要介護3 （ 1,126 単位）		
			要介護4 （ 1,220 単位）		
			要介護5 （ 1,304 単位）		
	(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費	㈠ ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室＞	要介護1 （ 808 単位）		
			要介護2 （ 904 単位）		
			要介護3 （ 1,114 単位）		
			要介護4 （ 1,205 単位）		
			要介護5 （ 1,284 単位）		
		㈡ 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費＜ユニット型個室的多床室＞	要介護1 （ 808 単位）		
			要介護2 （ 904 単位）		
			要介護3 （ 1,114 単位）		
			要介護4 （ 1,205 単位）		
			要介護5 （ 1,284 単位）		

注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所者の定員を超える場合 又は	注 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	注 身体拘束廃止未実施減算	注 安全管理体制未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 栄養管理の基準を満たさない場合	注 療養環境の基準（廊下）を満たさない場合	注 療養環境の基準（療養室）を満たさない場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 若年性認知症入所者受入加算
1日につき －25単位	×70／100	×70／100	－10／100	1日につき －5単位	－1／100	－3／100	1日につき －14単位	1日につき －25単位	1日につき －25単位	1日につき 夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋23単位 夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋14単位 夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋7単位	1日につき ＋120単位

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費	入所者に対し居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 歯科受診時費用	入所者に対し、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき ＋30単位)	
チ 退所時栄養情報連携加算 ※2 (1月につき1回を限度として70単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 再入所時栄養連携加算 ※2 (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 退所時指導等加算 ※2	
(ｲ) 退所時等指導加算	
a 退所前訪問指導加算 (入所中1回 又は2回)を限度に、460単位を算定)	
b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
c 退所時指導加算 (400単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
d 退所時情報提供加算 (ｲ) (500単位)	注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
退所時情報提供加算 (ﾛ) (250単位)	注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合
e 退所前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者与退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(ﾛ) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位算定)	
ル 協力医療機関連携加算	
1) 病院・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)	
ヲ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ワ 経口移行加算 ※2 (1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
カ 経口維持加算 ※2	
(ｲ) 経口維持加算 (ﾛ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
(ﾛ) 経口維持加算 (ﾊ) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算 (ﾛ)を算定していない場合には、算定しない。
ヨ 口腔衛生管理加算 ※2	
(ｲ) 口腔衛生管理加算 (ﾛ) (1月につき 90単位を加算)	
(ﾛ) 口腔衛生管理加算 (ﾊ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
タ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算 (1日に3を限度))	
レ 在宅復帰支援機能加算 ※2 (1日につき 10単位を加算)	
ソ 特別診療費 ※2)	
ツ 緊急時治療費	
ｱ 緊急時治療管理 (月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
ｲ 特定治療	
ネ 認知症専門ケア加算	
(ｲ) 認知症専門ケア加算 (ﾛ) (1日につき 3単位を加算)	
(ﾛ) 認知症専門ケア加算 (ﾊ) (1日につき 4単位を加算)	
ナ 認知症チームケア推進加算	
(ｲ) 認知症チームケア推進加算 (ﾛ) (1月につき 150単位を加算)	
(ﾛ) 認知症チームケア推進加算 (ﾊ) (1月につき 120単位を加算)	
ラ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)	
ム 重度認知症疾患療養体制加算	
(ｲ)重度認知症疾患療養体制加算 (ﾛ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	
(ﾛ)重度認知症疾患療養体制加算 (ﾊ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
ウ 排せつ支援加算 ※2	
1) 排せつ支援加算 (ﾛ) (1月につき 10単位を加算)	
2) 排せつ支援加算 (ﾊ) (1月につき 15単位を加算)	
3) 排せつ支援加算 (ﾆ) (1月につき 20単位を加算)	
キ 自立支援促進加算 ※2 (1月につき 280単位を加算)	
ノ 科学的介護推進体制加算 ※2	
1) 科学的介護推進体制加算 (ﾛ) (1月につき 40単位を加算)	
2) 科学的介護推進体制加算 (ﾊ) (1月につき 60単位を加算)	
オ 安全対策体制加算 ※2 (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)	
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	
1) 高齢者施設等感染対策向上加算 (ﾛ) (1月につき 10単位を加算)	
2) 高齢者施設等感染対策向上加算 (ﾊ) (1月につき 5単位を加算)	
ヤ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)	
マ 生産性向上推進体制加算	
1) 生産性向上推進体制加算 (ﾛ) (1月につき 100単位を加算)	
2) 生産性向上推進体制加算 (ﾊ) (1月につき 10単位を加算)	
ケ サービス提供体制強化加算	
(ｲ) サービス提供体制強化加算 (ﾛ) (1日につき 22単位を加算)	
(ﾛ) サービス提供体制強化加算 (ﾊ) (1日につき 18単位を加算)	
(ﾊ) サービス提供体制強化加算 (ﾆ) (1月につき 6単位を加算)	
フ 介護職員等処遇改善加算	
(ｲ) 介護職員等処遇改善加算 (ﾛ) (1月につき ＋所定単位×51／1000)	注 所定単位は、イからケまでにより算定した単位数の合計
(ﾛ) 介護職員等処遇改善加算 (ﾊ) (1月につき ＋所定単位×47／1000)	
(ﾊ) 介護職員等処遇改善加算 (ﾆ) (1月につき ＋所定単位×36／1000)	
(ﾆ) 介護職員等処遇改善加算 (ﾎ) (1月につき ＋所定単位×29／1000)	
(ﾎ) 介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ｲ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ｲ) (1月につき ＋所定単位×46／1000)	
(ﾛ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾛ) (1月につき ＋所定単位×44／1000)	
(ﾊ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾊ) (1月につき ＋所定単位×42／1000)	
(ﾆ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾆ) (1月につき ＋所定単位×40／1000)	
(ﾎ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾎ) (1月につき ＋所定単位×39／1000)	
(ﾍﾄ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾍﾄ) (1月につき ＋所定単位×35／1000)	
(ﾁ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾁ) (1月につき ＋所定単位×33／1000)	
(ﾘ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾘ) (1月につき ＋所定単位×31／1000)	
(ﾇ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾇ) (1月につき ＋所定単位×31／1000)	
(ﾙ)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾙ) (1月につき ＋所定単位×30／1000)	
(ﾙ-1)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾙ-1) (1月につき ＋所定単位×24／1000)	
(ﾙ-2)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾙ-2) (1月につき ＋所定単位×26／1000)	
(ﾙ-3)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾙ-3) (1月につき ＋所定単位×20／1000)	
(ﾙ-4)介護職員等処遇改善加算 (ﾍ) (ﾙ-4) (1月につき ＋所定単位×15／1000)	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、ホ(2)を適用しない。
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
※ 介護職員等処遇改善加算（ﾍ）については、令和7年3月31日まで算定可能。